

370
135



始

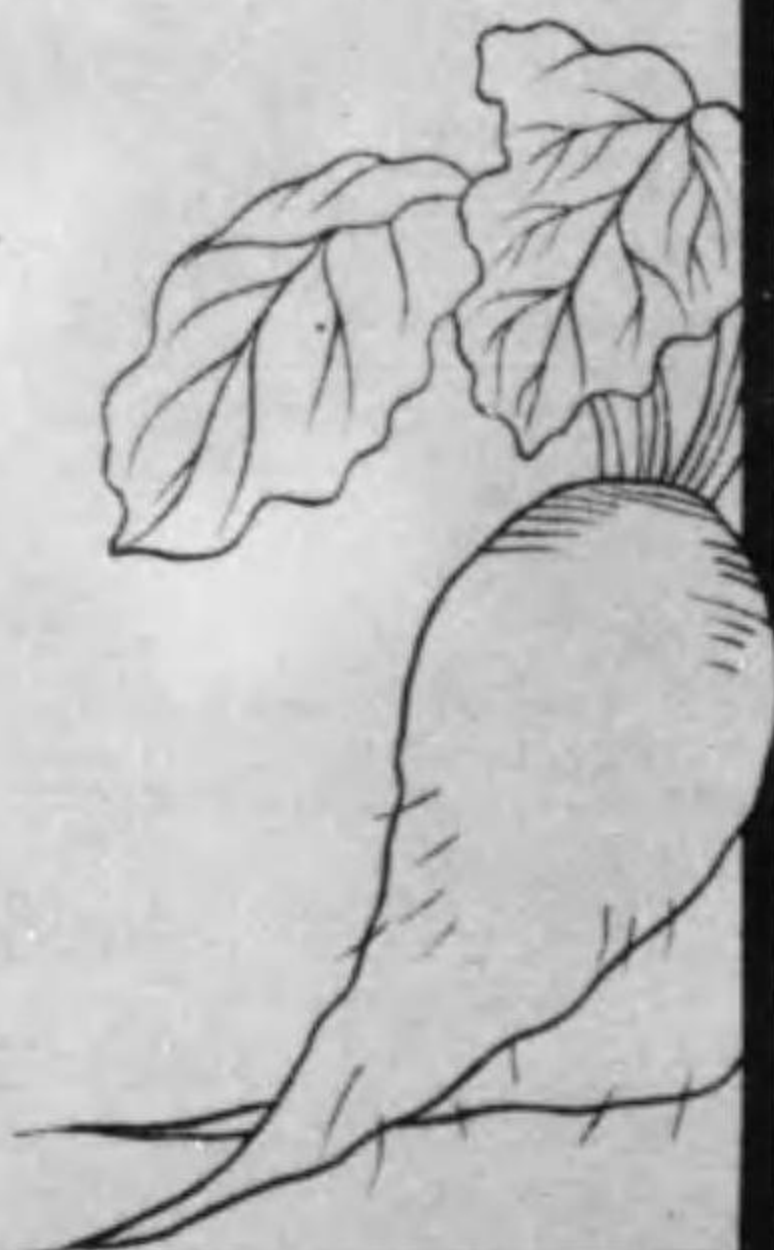


特227
284



事業要覽

北海道製糖株式會社



工場全景

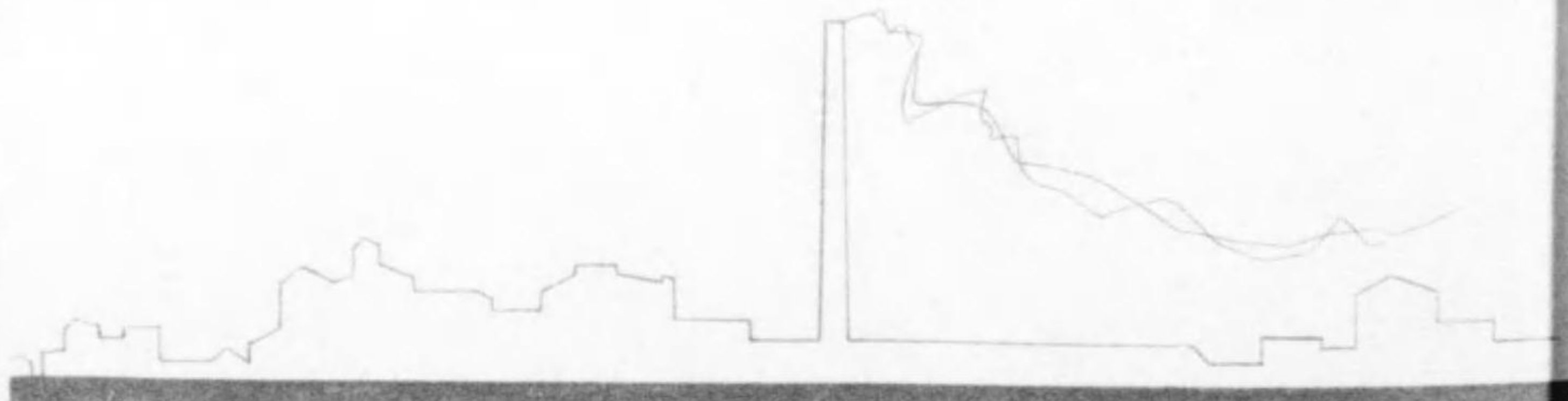
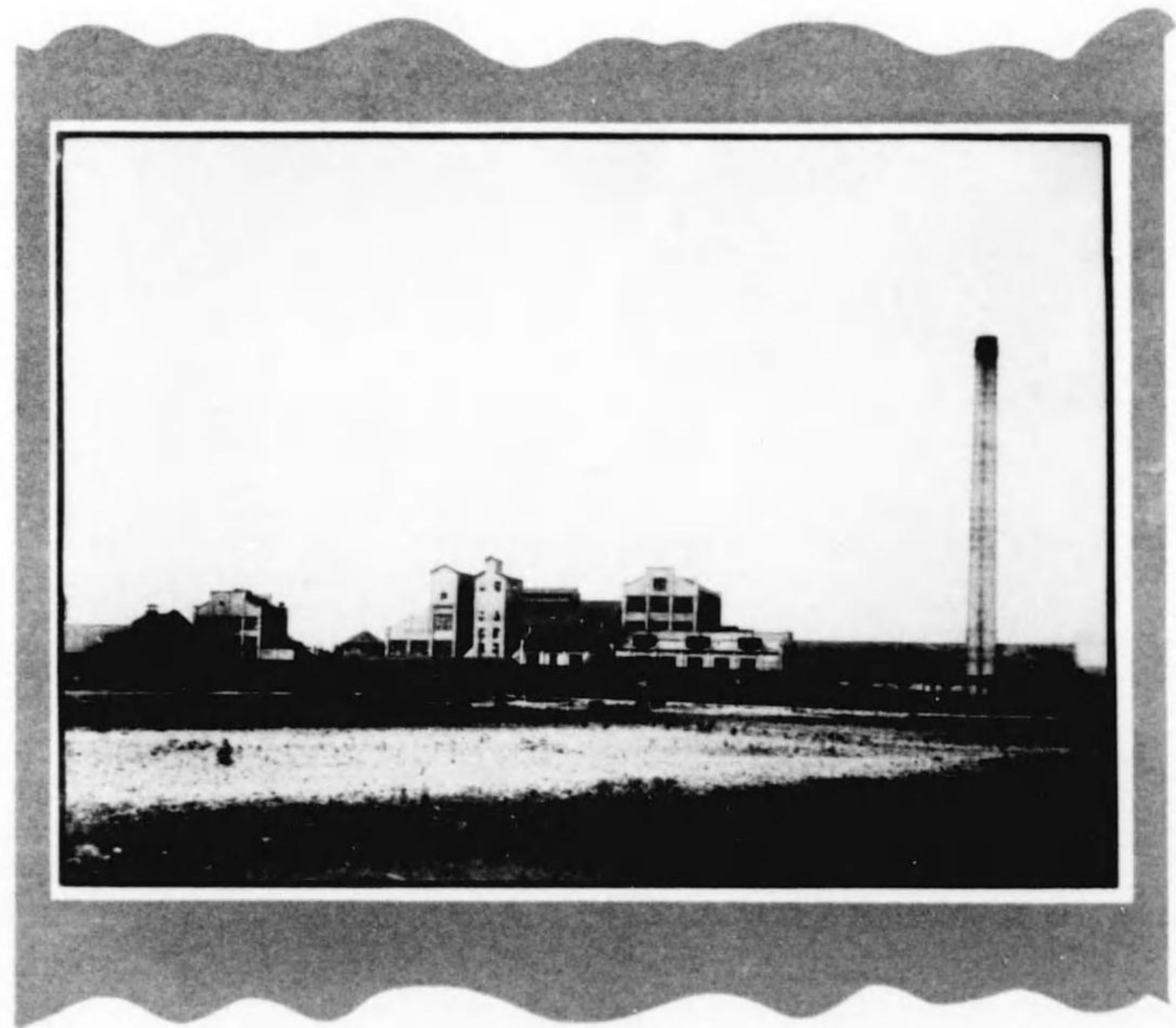
原料消化能力

公稱七百米噸

一日平均製造高

貳千餘俵(百斤換算)

バルブ九百餘個(百斤換算)



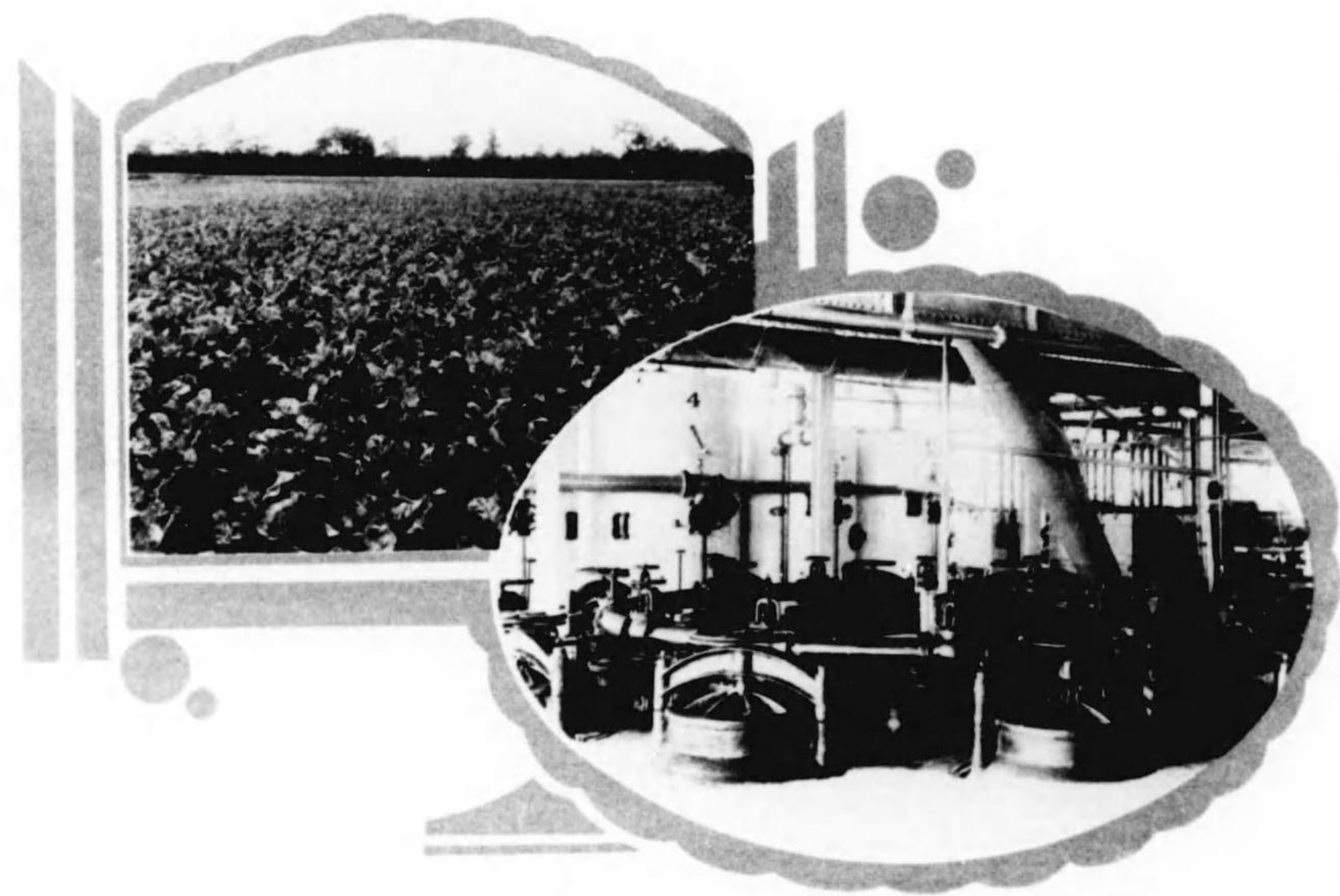
工機全景
單機高約廿餘呎
公機高約百呎
一日平均發電量
約千餘噸(百噸裝)
八小時百餘噸(百噸裝)

畑培養菜甜

芽發し種播に後直雪融頃月五四
寸八・七時の枚四至乃枚二葉本後
はに頃月八く引間に隔間の位
す育成に外内輪〇七さ長の葉

罐出滲汁糖

をのもるたし斷截に片細を菜甜
糖てじ通を湯温し填充に罐出滲
し燥乾押壓は拍し出滲を分
飼の畜家てしと **ブルバトービ**
子供に料

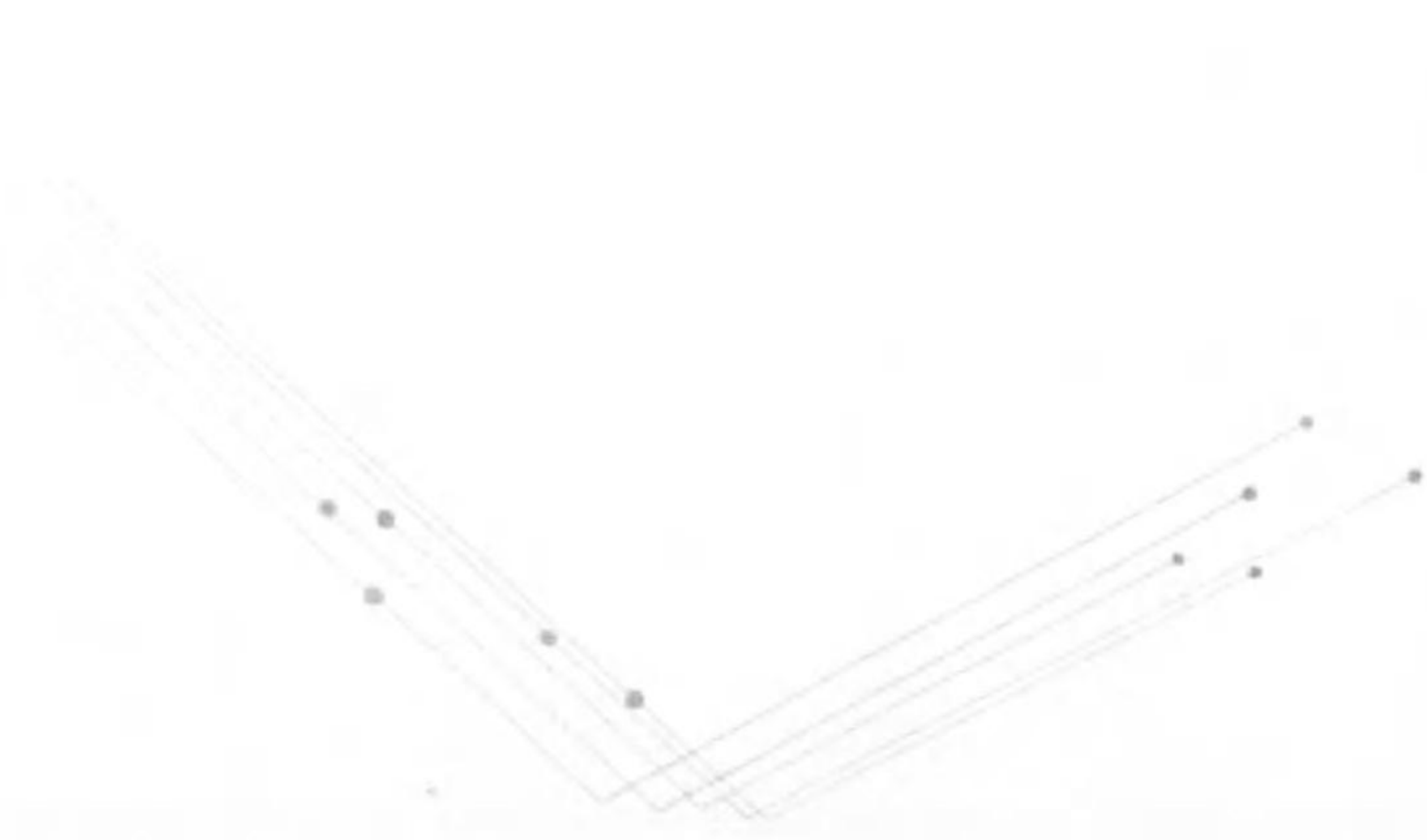


甜糖製出業

甜糖を製出する業
 甜糖の製出に必要となる糖
 蜜を製出する業
 ソーイハイト 甜糖の製出

甜糖製出業

甜糖を製出する業
 甜糖の製出に必要となる糖
 蜜を製出する業
 ソーイハイト 甜糖の製出



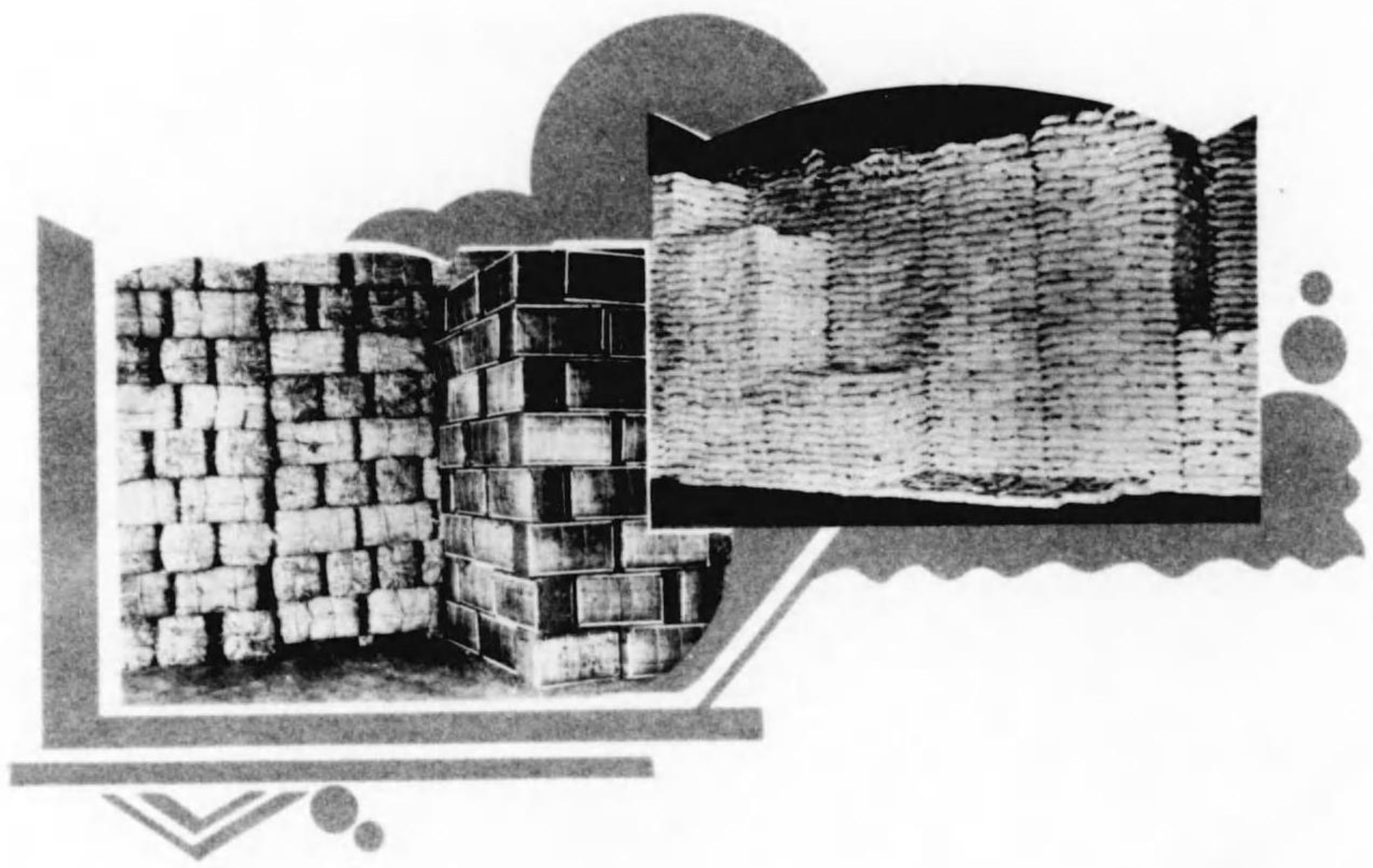
ブルバ

(粕菜甜)ブルバトービ

用牛乳ニ殊、料飼畜家ハ
ス適好アシト

砂糖

甜菜白糖Hハ
一般家庭用、菓子、
煉乳、氷糖、清涼飲料水
用トシテ、車糖Hハ主トシテ
一般家庭用トシテ使用ス



ハルテ
 ヨーイハルテ (出茶館)
 ハ茶館種、茶=陣中田
 イミヤ積産ス

好 謙
 一 雑産田イミヤ積田ス
 田イミヤ、車田ハ注イミヤ
 雑産、米類、高部為種水
 一 雑産田、菓子、
 常茶白湯田ハ

序

本道の甜菜糖業は明治初年海外より種子を輸入して之を試作せるに其端を發し、或は膽振國紋隨に、或は石狩國札幌に、官營又は民營を以て製糖工場を設けたるも、未だ時運非にして何れも解散の止むなきに至り、一時斯業は本道に其跡を絶つたのである。其後氣候風土の調査、栽培、管理、及び經營等の研究に依り、漸く事業化するに至つたのは、大正八年當社が創立せられてからである。爾來春風秋雨十有餘年、何人も體驗する新事業に對する困苦と、戦後財界恐慌の後を承けたる困憊に處して、あらゆる方法と手段を講じて此難局打開の爲め眞に涙ぐましき奮闘を續け、兎に角茲に本道甜菜糖業の基礎を樹立する様

になつた。其間に善處して能く精神的、物質的に拂つた當社の犠牲は洵に甚大であると共に、當局官憲の保護、助成に俟つもの亦頗る多大なるのみならず、特に斯業先覺の人士が吾人に示した貴重なる體驗に對し、茲に謹んで深厚なる謝意を表する次第である。

今や本道甜菜の栽培は、所謂適地適作の鐵則に違ふ寒地營農上缺く可らざる重要農作物たるを認識せられ、本道拓殖計畫上重要政策として一層濃厚に之が奨励施設を具體化せらるゝに至る。現に從來の二箇工場の外、更に二箇所の工場を増設し、本年の耕作反別約二萬町歩を算するの隆運を醸成し、此の四箇工場は恐らく壹百萬俵の産糖を見ること、思ふ。明治十一年亡父正義が佛國に遊びて歐洲甜菜糖業の實狀を具さに視察し、歸來

之を本道に移して官營せしめたる當時に想ひを馳せ、斯業興亡浮沈の蹟を顧みるときは、感慨轉た切なるものがある。
茲に當社事業の梗概を敘述し之れを事業要覽と名づけ上梓するに方り一言感想を陳べて序とす。

昭和十一年九月

北海道製糖株式會社

取締役社長 松 方 正 熊

事業要覽目次

一、序	(一)
一、緒 說	(一)
二、本道甜菜糖業の沿革	(二)
三、會社設立	(五)
四、工場建設	(三)
(一) 帶 廣 工 場	(三)
(二) 磯 分 内 工 場	(三)
五、事 業	(三)
(一) 砂糖及副産物家畜飼料ハルブ、酒精、酵母劑の製造販賣	(三)
(二) 農場の經營	(七)
(三) 鐵道其の他の運輸業	(九)
(四) 甜菜種子の採取	(九)

六、原料甜菜の耕作……………(三)

(一) 耕作區域……………(三五)

(二) 農事員詰所……………(三七)

(三) 耕作反別……………(四〇)

(四) 獎勵及助成……………(四一)

(五) 優良農具の普及……………(四八)

(六) 病蟲害防除の施設……………(五〇)

(七) 甜菜多收穫共進會の開設……………(五三)

七、製品竝販賣……………(五四)

(一) 製品……………(五四)

(二) 販賣……………(五七)

八、業務成績……………(六一)

(一) 資本……………(六三)

(二) 利益及配當金……………(六六)

九、業務及組織……………(七〇)

(一) 定款……………(七〇)

(二) 株主……………(七一)

(三) 役員……………(七六)

(四) 従業員……………(七九)

(五) 事務分掌……………(八〇)

(六) 本社及東京出張所……………(八一)

十、傍系事業……………(八三)

十勝鐵道株式會社……………(八三)

附製造工程解説……………(八五)

挿入寫眞及び圖面

- 一、帶廣工場全景
- 一、滲出罐、甜菜圃

一、製品（砂糖、バルブ）

一、耕作區域圖

一、製糖工程圖

一、緒 説

本道開拓の宏謨は明治二年時の開拓使長官に賜りたる御沙汰書に依り炳然たり。即ち民を植え地を拓き嚴に北門の鎖鑰を樹立するを以て本道開發の要義となす。されば本道拓殖の鴻業は農業的開發に其の重點を置くを本旨とすべく従つて農業の合理的經營に力を致さざるべからず。然るに本道の氣候風土は各府縣と其の趣を異にするものあるに拘はらず、動もすれば内地農業の方式を延長して之を経營するの傾向あるを以て、農業經營の方法も亦能く本道の實狀に順應し所謂適地適作を基調とし合理的經營の方式を策立せざるべからず。

由來甜菜は亞寒帶植物に屬するを以て本道の氣候に適し、其の有する深根性は輪作の合理化と深耕を促し、莖葉の利用により畜産の

勃興を伴ひ、相關連して自給肥料の増産により地力の維持増進と農家經濟の昂上に資益する所多し。更に本作物を通じて農具の改良、耕作管理の改善、病蟲害防除の普及徹底等農業の改善進歩を促し、一面製糖事業を勃興せしむるに至れるは既往の實績に徴し瞭かにして、爾來甜菜は本道農業の確立と農産工業發達上緊要なる作物として獎勵せらるゝに至れり。

二、本道甜菜糖業の沿革

明治維新後、歐洲甜菜糖業の盛況に刺戟せられ、政府に於て甜菜の栽培を獎勵せんとし、種子を米國に求め、明治四年開拓使廳札幌官園に之を試作せしめたるに濫觴し、八年更に之を東北地方に配付試作せしめたるも成績不良に終れり。十一年内務省勸農局長松方正義は、佛國巴里に於ける萬國博覽會副總裁として時の駐佛公使鮫島

尙信と共に渡佛し、歐洲甜菜糖業の實狀を具さに視察し、歸朝後工場設置を計畫し、十二年佛國より製糖機械を購入し、十三年官營を以て膽振國伊達町に紋髓製糖所（能力百二十噸内外）を設け、十四年製糖作業を開始せり、當時に於ける甜菜耕作面積百二十餘町歩、收穫高四百萬餘斤、產糖三萬四千餘斤とす。

次で十九年北海道廳治下となるや一時之を道廳所管に移し、二十年更に民業に移し紋髓製糖株式會社を設立して之を經營せしむ。之れ實に本邦に於ける新式製糖工場の鼻祖なりとす。越へて二十三年札幌市に札幌製糖株式會社工場の竣成を見るに至り、耕作面積二百十町歩、收穫高五百三十四萬餘斤、產糖二十六萬七千餘斤を算す。然るに當時に在りては甜菜の栽培技術も幼稚なりしと製糖技術亦今日の如く發達せざりし等、時運未だ至らずして紋髓製糖株式會社は二十九年に、札幌製糖株式會社は三十四年に共に之を解散し、甜菜

糖業は一時本道に其の跡を絶つに至れり。而して明治二十七、八年の戦役に依り臺灣は我が領有に歸し、同地に在りて甘蔗糖業勃興するに至るや、紋隨、札幌兩製糖株式會社工場機械の一部は之を同地に移し以て甘蔗糖製造に使用せられたり。今其の機械の一部を當社帶廣工場前に陳列存置し、本道甜菜糖業永久の記念となし、以て往年斯業經營の事狀を偲ぶの資に供せり。

明治三十四年の交、北海道農事試験場設置せられ、爾來歐米先進國より各種の優良種子を輸入し試験研究調査を爲したる結果、甜菜は本道農業經營上必須の作物たること瞭かなるのみならず、試作の成績亦大に見るべきものありしと、歐洲大戰に際し食糧其の他の必需品は擧げて之を自産自給するの國策を樹立するを以て緊切の要道なりと高唱せらるゝに方り、海外より多大の輸入に俟たざるべからざる砂糖の如きも亦其の産額を増殖すべしとなし、先づ帝國製糖株

式會社は滿洲、朝鮮、東北及び本道の各地に大規模の試作を行ひたるに其の成績亦優良なりしを以て、茲に本道甜菜糖業の有望なるを認め、大正八年地を十勝國に相し、同年六月十一日北海道製糖株式會社を創立し、同國河西郡川西村に工場を設置し、九年十二月工場作業を開始せり。之を當社帶廣工場と稱す。更に昭和八、九年の頃より本道の冷害地帯の凶歉對策に端を發して工場増設の機運を醸成し、主として根釧原野の開発に資せんが爲め、釧路國標茶村磯分内驛前に地を定め、昭和十年春より工場建設の準備を進め、同年中工事に著手し、昭和十一年九月末を以て竣工を告げ、十月試運轉を爲し、十一月作業を開始する豫定なり。之を當社磯分内工場と名づく。

三、會社設立

上述せる如く當會社の設立は、砂糖自給の必要と、甜菜が本道の

適作物にして而かも本道農業の合理的經營上必須の作物たるに因由す。茲を以て大正八年三月北海道製糖株式會社設立發起人に於て計畫を樹て會社設立の事務を進むるに至れり。今設立當時の事情を明かならしむる爲め設立趣意書、起業目論見書、收支豫算書及び定款を左に掲ぐ。

設立趣意書

我國に於ける砂糖の需用は駁々として増加し來り大正八年度の豫想需用總額は七百萬擔にして毎年の増加額五十萬擔を降らずと稱せらる而して之に對應する生産は臺灣、沖繩及内地を合して六百萬擔を上る事困難なり惟ふに此趨勢を以て進まんか我國砂糖の需給は甚しく不均衡を來し外國糖輸入の激増は蓋し驚くべきものあるに至らんとす而して之を救済するの策は前記諸地甘蔗糖の生産増加を計る事正に第一の方法たるべきも吾人臺灣糖業に關係せる者の經驗と豫想とを以てすれば其甚だ難事たるを思はざるを得ず然らば最早我國に於ては砂糖生産の餘地なき乎これ吾人が甜菜糖業に着眼し其研究に着手したる所以なりとす

甜菜の生産は比較的寒地たるを要す於是吾人は直に北海道に注目するに至りたるも尙慎重なる研究調査をなすの必要を認め滿洲、朝鮮、北海道及岩手縣の四ヶ所に於て頗る大規模の試作を實行したり而して其結果は所期の如く甜菜の收量及含糖率等農事關係の點より云ふも將又諸般事業上の便宜ある點より云ふも北海道を以て最も優れりと斷定するに躊躇すべからざるものあり然らば北海道の甜菜糖業は果して成功すべきか

北海道應は明治十四年以來斯業の試験を繼續せられ（明治三十五年以後は北海道農事試験場の所管に移さる）明治四十二年迄は主として札幌地方に於て施行せられたるが十勝及北見地方の開発に伴ひ明治四十三年以後同地方に於ても施行せらるゝに至り一層その好適地たるを表はすに至れり即ち其種子の如き舊時の輸入にかゝり優良を以て目すべからず且永年連續して栽培せられたる結果によるも猶含糖率百分の十二乃至十三に達せり即ち知る甜菜は氣候雨量等に至大の關係を有し或地方はよく之に適し或地方は全然之に適せざる事を然かも其好適地に對しても事業家の來りて斯業を企畫するものなかりしは蓋し一は十數年來臺灣糖業勃興の氣勢に壓せられたると又一は北海道に於ける甜菜糖業失敗の歴史を有するによる

と觀察するを得べし

於是乎吾人は北海道廳農事試驗場永年の試験を基礎とし尙進んで實地應用的試験を施行したり即ち收益事業として起業の價値あるや否やを決定するの目的を以て農事試驗場長大島博士の懇篤なる學術的指導に従ひ既往二ヶ年間頗る大規模の試験を實行したり而して其結果は全然農事試驗場の試験成績と一致し頗る簡單にして明確なりき即ち北海道中雨量其他の關係上より甜菜の栽培に適する地方と其全く然からざる地方とあり好適地を選定すれば甜菜の耕作甚だ容易にして且つ生産費他地方に比し頗る低廉なり更に之を詳説すれば甜菜の生熟晩期及收穫期たる九月及十月に於て降雨多量なる地方は菜根の成熟充分ならず從て含糖率低くして起業の基礎數字貧弱なるも十勝及北見の如き該期に於て雨量少き地方は頗る甜菜に適し何等經驗なき農家をして極めて粗雑不注意なる耕作をなさしめたる結果によるも猶糖度百分の十五、純糖率八十二の平均成績を得たり之を獨逸其他先進國に比較するに些か遜色なく其生産費亦諸外國及臺灣甘蔗糖に比し著しく低廉なるを知るを得たり

前述の如く然り、而して北海道は甜菜糖業失敗の歴史を有す吾人は自ら其失敗の

理由を研究闡明するを要す今参考のため其主要なるものを擧ぐれば左の如し

一、前會社は甜菜の不適地に建設せられたり

前會社は一は明治十四年膽振國紋籠に一は明治二十三年石狩國札幌に設立せられたり此等地方は何れも秋期雨量多くして甜菜根の糖分蓄積作用を沮害し歩留率低く砂糖の生産割合僅少なり而して歩留の多少は以て斯業の運命を左右する最大原因なり

二、前會社は原料運搬の設備を缺けり

前會社は何等特殊の運搬設備即ち鐵道軌道等を敷設する事なく主として馬車に依りしと聞く今假りに一日原料使用高五百噸とし其平均運搬距離五哩とし馬車一臺の積載量一噸とするも一日一往復として無慮五百臺の車馬を以てするにあらざれば原料の搬入意の如くならず況んや秋期收穫の際原料の大部分を一時に工場附近に輸送貯藏するを便とするに於てをや即ち馬車の如き不確實なる輸送設備を以て前記の如き大運搬の目的を達せん事蓋し吾人臺灣糖業の實驗に徴するも不可能なり

三、當時は内外國共に製糖術甚だ幼稚なりき

紋籠製糖會社は今を距る事三十八年前、札幌製糖會社は今を距る事二十九年前に設立せられたり而して製糖術は實に近年に至り長足の進歩をなせり其當時に於ては機械設備に於ても將又操業方法に於ても甚だ不完全にして勞多くして効伴はざるものありしは蓋し止むを得ざりしなり

四、當時は原料の供給を豊富ならしむるに足る耕地面積乏しかりき

前會社設立當時に於ては北海道の開拓未だ今日の如く盛ならず工場附近の既墾地面積狭少にして原料栽培區域廣大ならずために植付獎勵意の如くならず且つ輪作其他農事上の關係は到底原料の多量なる生産を許さざるものありき

五、當時は勞力の缺乏甚しかりき

北海道は今日と雖も決して勞力豊富なりと云ふを得ず況んや當時に於ては人口甚だ稀薄にして且つ未だ主として漁業時代なりしを以て勞力の大部分は鯨漁其他漁業に使用せられ前會社は農事上に於ても亦工場作業上に於ても充分なる勞力を得る能はず其困難甚大なるものありしと聞く

六、前會社は副産物を利用する事なかりき

甜菜糖業の副産物たる根滓は家畜の飼料として大なる聲價を有し又糖蜜は酒精

醸造の絶好の原料たるも前會社は此等を利用する事なく從て此等より生ずべき多大の收益を得る能はざりき

前記諸項は何れも實に甜菜糖業の死命を制するに足り其一あるも猶到底斯業の成功を期すべからざるなり

前述の如く吾人は自己の實驗を重ね且つ前會社失敗の原因を探り正に北海道甜菜業の眞諦を捕捉し得たりと信ずるに至り茲に同志相謀り北海道製糖株式會社を創立し内、會社に對しては大に收益を擧げ外、國家に對しては砂糖産額の不足を補ひ以て貿易の逆調を節し聊か國運の隆興に資する所あらんとす幸に各位の御賛同を請ふ

大正八年三月

北海道製糖株式會社 發起 人

起業目論見書

第一、本會社は北海道製糖株式會社と稱す

第二、本會社は左の範圍内の事業を營むを以て目的とす

- 一、砂糖の製造賣買並に砂糖、糖蜜及糖水を主要原料とする物品の製造賣買
- 二、牧畜、農業及林業並に此等生産物の加工、製造及賣買

三、電氣事業

四、船舶及鐵道による運輸業

五、前各項に附帶する事業及此等事業を經營する個人又は會社に對する出資
(目的に關する説明)

第一項は本會社の本業なるを以て別に説明せず

第二項牧畜は甜菜の根滓を以て豚及牛を飼養する事外國の例なり、農業は甜菜畑の輪作及開墾地等に於て他作物耕作の必要生ずべきを豫想せるものなり、林業は貸下又は拂下地の立木處分等の必要上これあるべきを云ふなり、此等生産物の加工、製造及賣買とは牧畜に關しては煉乳、牛酪等、農業に關しては製粉其他、林業に關しては木材、木炭其他副産物等の製造、加工及賣買をなすことあるべきを云ふなり

第三項電氣事業とは北海道は勞力稍々缺乏し又近來石炭の價格昂騰せるを以て所要動力を可成電氣によらんとする關係上場合により電氣事業を經營するの必要生ずべきを云ふなり

第四項船舶及鐵道による運輸業とは鐵道は原料運搬鐵道を以て便宜旅客の運

輸業を營むことを豫想せり此の場合に於ては今期議會を通過したる北海道鐵道補助法發布の上は年七朱の利子補給を受くるの見込あり又船舶運輸業は差當り其必要なきも外國の例によれば場合により船舶を所有し又は傭船の必要生ぜずとも限らざるべきを慮りて之を記載せり

第五項は別に説明を要せざるべし

第三、本會の資本金は金壹千萬圓とし壹株の金額を五拾圓とす

第四、本會社は本店を東京市に、工場を北海道に置き其他便宜の地に支店又は出張所を置く

第五、本會社株式第一回拂込は壹株に付金拾貳圓五拾錢とし總額金貳百五拾萬圓とす

第六、本會社の第一工場は一日の原料處分能力五百噸とし大正九年秋迄に落成し直に作業に着手するの豫定なり

尙漸次工場を増設し製糖能力を増加するの計畫なり

第七、本會社第一着手起業豫算左の如し

一金壹千萬圓也

總 資 本 金

内
金貳百五十萬圓也
起業支出

第一回拂込金

金貳拾萬圓也
金壹百五十萬圓也
金六十萬圓也
金拾萬圓也
金拾萬圓也

工場土地建物煙突共
機械器具等一式
鐵道二十哩（一哩ニ付三萬圓也）
宿舍倉庫附屬建物等
豫備費

小計金貳百五十萬圓也

右は物價變動甚しき目下の状態なるを以て正確なりと云ふ能はざるも凡そ其範圍を超過する事なかるべきを期せり（終）

收支豫算書（二ヶ年分）

収入の部

一金壹百八十萬圓也
一金六十萬圓也

白糖保稅賣值平均十五圓替十二萬俵代
糖蜜根滓等副產物收入

小計金壹百八拾六萬圓也

支出の部

一金八拾八萬七千六百圓也
一金拾八萬圓也

原料代及製造費
事務費

小計金壹百六萬七千六百圓也

差引金七拾九萬貳千四百圓也

利益金

此處分

一金五萬圓也
一金拾貳萬五千圓也
一金貳萬圓也
一金五萬圓也
一金五拾萬圓也
一金四萬七千四百圓也

法定積立金
財産減價償却金（二十ヶ年償却）
使用人恩給扶助基金
役員賞與金
配當金（年二割）
後期繰越金
以上

北海道製糖株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 本會社は北海道製糖株式會社と稱す
- 第二條 本會社は左の範圍内の事業を營むを以て目的とす
- 一、砂糖の製造賣買並に砂糖、糖蜜及糖水を主要原料とする物品の製造賣買
 - 一、牧畜、農業及林業並に此等生産物の加工製造賣買
 - 一、電氣事業
 - 一、船舶及鐵道による運輸業
 - 一、前各項に附帶する事業及此等を經營する個人又は會社に對する出資
- 第三條 本會社は本店を東京市に置き其他適宜の地に工場支店又は出張所を置く
- 第四條 本會社の資本金は壹千萬圓とす
- 第五條 本會社の存立時期は設立の日より滿三十ヶ年とす
- 第六條 本會社か法令又は定款により爲す可き公告は本店所在地の管轄登記所か商業登記に關する公告を掲載する新聞紙に掲げて之を爲す

第二章 株式及株券

- 第七條 株式は記名式にして一株の金額を金五十圓とし總株數を二十萬株とす
- 第八條 株券は一株券十株券及五十株券の三種とす
- 第九條 株金第一回の拂込は一株に付金拾貳圓五拾錢とし第二回以後の拂込は事業の必要に應じ取締役會に於て期日及金額を定め期日より三十日前に各株主に通知すへし
- 第十條 株主若し株金の拂込を怠るときは拂込期日の翌日より現拂込まで其拂込むべき金額に對し金百圓に付日歩四錢の割合を以て延滞利息を徴收す
- 第十一條 株式引受人か第一回の株金拂込を爲さず其權利を失ひたる場合に於ては發起人は株式の募集を爲さず自ら之を引受くる事を得
- 第十二條 株式を譲渡したるときは當事者は株券の裏面に署名捺印し會社の定むる所により連署の請求書を添へて名義書換を請求すへし
- 第十三條 相續の開始遺言の執行等の事由により株式を承繼したる者及氏名を改めたる者は株券の裏面に署名捺印し戸籍吏の證明書若くは會社に於て必要と認むる證據書類を添へ名義書換を請求すへし
- 第十四條 株券の毀損又は種類變更の爲め書換を請求するときは會社は相當の手

續を経て舊株券と引換に新株券を交附すへし

第十五條 株券の紛失又は滅失により新に株券の交附を請求するときは其事實を明記し本會社の定むる所により保證人二名以上連署したる保證書を添へ申出つへし

前項の場合に於ては本會社は請求者の費用を以て其株券の無効なる旨及異議ある者は二ヶ月の期間内に其申出を爲すへき旨を公告し其申出なきときは新株券を交附す但公示催告の申立により除權判決を得たる株主に對しては公告の手續を經すして新株券を交附す

第十六條 本會社は手数料として第十二條及第十三條の場合には株券一通に付き金拾錢第十四條及第十五條の場合に於ては同金三拾錢を請求者より徴收す

第十七條 株主又は其法定代理人は氏名住所及印鑑を當會社に届出つへし其變更ありたるとき亦同し

署名の慣習ある外國人は前項の印鑑に代へ署名鑑を届出つる事を得

前二項の届出なき爲に生したる損害に付ては會社は其責に任せず

第十八條 本會社は公告を爲して株主總會前三十日以内相當の期間を定め株券の

名義書換を停止する事あるへし

第三章 株主總會

第十九條 總會は取締役、監査役其他法律により招集の權を有する者之を招集す資本の十分の一以上に當る株主より會議の目的及招集の理由を示して請求するときは取締役之を招集す

第二十條 定時總會は毎年四月及十月之を開き臨時總會は必要の場合に之を開く第二十一條 定時總會に於ては前營業期の計算書類及報告書類を査定し且利益配當に關する議案其他取締役より提出する所の議案を決議す
臨時總會に於ては其目的たる臨時の事項を決議す

第二十二條 總會の議事は豫め通知したる目的事項の外に涉る事を得ず

第二十三條 總會を招集するには總會の日時場所及目的事項を記載したる通知書を會日より十四日前に各株主に發すへし

第二十四條 總會に於ける株主の議決權は一株毎に一個とす

株主は委任狀を以て他の株主に代理せしめ議決權を行ふ事を得

第二十五條 總會の議長は社長之に任し事故あるときは他の取締役之に任す

第二十六條 總會の議長は議事を整理す又會議を延期し會場を移す事を得

第二十七條 總會の議決は定款變更社債募集合併及解散の場合を除く外出席株主の議決權の過半数を以て之を決す可否同數なるときは議長之を決す

前項後段の場合に於て議長は株主として其議決權を行使する事を妨げず

第二十八條 總會の議事要領は議事録に記載し議長及監査役之に署名捺印す

第四章 役員

第二十九條 株主總會に於て二百株以上を有する株主中より八名以内の取締役及參名以内の監査役を選擧す

第三十條 取締役の任期は三ヶ年とし監査役の任期は二ヶ年とす但し任期か營業決算に關する定時株主總會前に結了する時は其株主總會の終了に至る迄任期を伸長す

取締役及監査役は任期満了後再選就任することを得

第三十一條 取締役の互選を以て社長一名を置き尙場合により専務取締役及常務取締役各若干名を置く事を得

取締役社長、専務取締役及常務取締役は主として業務の執行に任す

第三十二條 取締役又は監査役中缺員を生したるときは臨時株主總會を開き補缺

選舉を行ひ前任者の殘期間其職に就かしむ但缺員か法定の員數を缺くに至らざるときは次の定時總會まで補缺選舉を延期する事を得

第三十三條 業務上重要な事項は取締役會に於て之を議決す

監査役は取締役會に出席して意見を陳述する事を得

第三十四條 取締役は其在任中其所有の株式二百株を監査役に供託すへし此株式は退任するも株主總會に於て其在任中取扱ひたる事務の承認ありたる後にあらざれば之を還付せざるものとす

第三十五條 取締役及監査役の俸給及び報酬總額は金貳萬圓以内とす

第三十六條 取締役會の決議を以て顧問又は相談役を囑託する事を得

第五章 會計

第三十七條 本會社の營業決算は年二回とし上半期は四月一日に始まり九月三十日に終り下半期は十月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす

第三十八條 本會社は每營業期に於ける總收入より總支出を控除したるものを利益金として左の通り處分するものとす

- 一、法定積立金 利益金百分の五以上
- 一、別途積立金 若 干
- 一、財産減價償却金 若 干
- 一、使用人恩給扶助基金 若 干
- 一、役員賞與金 利益金百分の十以内
- 一、配當金 若 干
- 一、繰越金 若 干

第三十九條 配當金は毎決算期末日に於ける株主名簿現在の株主に拂渡するものとす

株主は配當金の利息を請求すること得す

第六章 附 則

第四十條 外國に住所を有する株主は日本國內に假住所を定め本會社に届出つへし若し此届出を爲さざるときは會社は其發すへき諸般の通知に付一切其責に任せす

第四十一條 本會社の負擔に歸すへき設立費用は金五千圓以内とす

右の通り北海道製糖株式會社定款作成候也

大正八年參月拾七日

北海道製糖株式會社 發 起 人

斯くして大正八年六月十一日東京市麴町區有樂町帝國鐵道協會に於て創立總會を開き定款、役員其他創立に關する事項を決定し茲に會社は適法に成立し同月十三日設立の登記を完了せり。

四、工場建設

(一) 帶廣工場

當社帶廣工場の建設に當りては其の機械は勿論主要なる建物は悉く之を米國に注文し、其の組立及び建築監督技師を米國より招聘し、大正九年二月技師着任と共に工事に着手し、同年十二月三十日製糖作業を開始し、十年一月一日初めて砂糖を産出せり。

工場位置 帶廣市の南方約二哩半十勝國河西郡川西村字下稻田に在

り。

工場能力及機械 北米合衆國クリーブランド市ダイヤ會社設計米國式機械にして公稱能力七百米噸、原動機蒸汽機關一千二百五十馬力にして、昭和十年更にタービン發電機出力六〇〇キロワット一基を据付け動力の増大と萬一の故障に備ふることにせり。

外にパルプ室、ステツフエン室及酒精工場等を附設し、尙昭和六年車糖の製造を計畫して設備の一部を變更し、翌七年に至り從來の乾燥糖製造と相併行して一晝夜一千俵以上の車糖を製造し得る機械其の他の設備を増加せり。

(二) 磯分内工場

本工場は六百米噸能力にして其の主要なる機械は東京市横山志倉工業所に注文し、工場建物の建築は之を東京市錢高組に請負はしめ、一切國內産品を以てしたり。原動機はタービン發電機出力九五〇キ

ロワットなり。

工場位置 釧網線磯分内驛を距る約〇、六哩釧路國川上郡標茶村字熊牛原野に在り。

外にパルプ室及ステツフエン室を附設し、車糖製造の設備を有すること帶廣工場に同じ。

五、事 業

(一) 砂糖及副産物家畜飼料パルプ、酒精、酵母劑の製造販賣

砂糖の製造に關しては其の歩留の増加と品質の向上に意を致し、大正十一年米國より技能優秀なる技師長一名、助手一名を招聘し、二製糖期間に亘り其の蘊蓄せる技術を傾到せしめ、一面工場技術者の研究修得に資せり。而して從來の甜菜白糖、細双目糖は、菓子製造業者の一部及一般家庭の嗜好に適せざるものあり。此の過渡期に

應ずる爲め車糖製造の必要を認め、昭和五年第二十一期製糖期に於て試に一部設備の変更を行ひ之を製造したるに、車糖の製品頗る好評を博したりしを以て、次期製糖期に在りては更に設備を擴大して本工場に之を附設し、爾來生産額の大部分を車糖に製造すること、せり。

家畜飼料パルプは當初之を乾燥し三十疋（五十斤）麻袋入として製造販賣せるも、其容積大にして包装費割高なるを以て、夙に壓縮の方法を研究しつゝありしに、昭和六年獨逸クルツプ會社製水壓壓縮機（パルプ一日晝夜六十疋入二百個製造能力）壹基を購入し、試に製品の一部を壓縮包装して販賣せるに、市場の好評を博したりしを以て次年度より當該機械を増設し製品の全部を壓縮製造しつゝあり。

酒精は廢糖蜜處理の方法として昭和二年度より其の製造を開始し

たるも、市價低廉なると糖蜜の需用増加せるとに依り昭和五年度限り一應其の製造を休止せり。

酵母劑も亦廢糖蜜處理方法の一にして晩近斯種の藥劑は營養補給、胃腸整調等に効果あるの故を以て種々の名稱を附して盛んに製販せられつゝあり。故に當社に在りても昭和十年よりバンドミンの名稱を附して酵母劑を製造し、試みに之を市場に販賣せる處漸次聲價を高めつゝあり。

(二) 農場の經營

現在社有地壹萬六百七拾四町歩にして内水田貳拾壹町歩、畑作六千九百四拾貳町歩を小作經營す。當初に在りては原料甜菜の耕作は一般農家に耕作の契約を爲す外、社有地に自作すること、し農場を直營せり。而かもトラクター其他大農式農具類は全部之を米國に求め芽室、上伏古、上帶廣、太平、上賣買及帶廣等に自ら大規模の農

場を經營したるも漸次之を廢止し、昭和四年以來既墾地全部を小作經營に更めたり。又造林をも經營し、落松葉を植栽す。社有地左の如し。

市町村別	既				未			
	水田	畑	其地	其他	未墾地	造林地	未墾地	造林地
川西村	二、九四〇	二、三二五	四、二五一	二、二二二	六、一五八	六、〇〇二	二、三七〇	二、七〇〇
芽室村	一、一五四	〇、二二五	一、五六六	二、三二一	三、三六三	二、一五	八、四〇〇	〇、〇〇〇
帶廣市	八、五二〇	一、四八五	五、六三一	一、六	九、八二七	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
大正村		三、七五八	〇、七		一、〇八二	二、二		
御影村		七、九一七	〇、五		一、〇〇〇	四、一		
鹿追村		七、五一一	二、二		二、五六二	三、〇		
音更村	一、二八八	二、四	一、六四七	七、九一五	四、四四二	二、一	七、二五〇	〇、〇〇〇
大樹村		五、五六三	九、〇八		一、二二二			
幕別村		一、〇四四	八、〇二三		五、九〇七	六、〇五	三、〇〇〇	〇、〇〇〇
端野村		六、九一八	二、二		二、七八二			
女満別村		二、一五九	六、〇〇		二、八四八	一、六	八、〇〇七	

(三) 鐵道其の他の運輸業

創業當時に在りては、社有地及其の附近耕作の原料甜菜を運搬する爲め、當社専用鐵道約五十八哩を敷設したるも、大正十一年之を地方鐵道法に依る地方鐵道に更むるの必要を認め鐵道會社設立の議を進め、十二年十勝鐵道株式會社を組織して既設鐵道延長約四十二哩餘を汽車、機關車、客車及貨車等と共に擧げて之を同社に讓渡し、殘十餘哩の専用線は其後之を撤去せり。

市町村別	既				未			
	水田	畑	其地	其他	未墾地	造林地	未墾地	造林地
野付牛町			一、九一二		八、七三〇	四、〇四		
興部村		一、一五一	〇、一		六、八〇九	二、九		
標茶村		六、九四二	四、九〇三	三、三二九	六、六二二			
合計	二、一四一	一、一四	六、九四二	四、九〇三	三、三二九	六、六二二	三、二六八	七、四二七
							一、〇八四	〇、〇七

(四) 甜菜種子の採取

當初種子は全部之を外國より購入するの外なかりしも、當社は創業の際より自ら之を育成するの必要を認め、本道及滿洲に於て採種圃を設けたるに良好なる成績を挙げたり。又種子育成研究の爲め米國に技師を留學せしめ、大正九年三月歸朝十勝國川西村に採種圃を經營せるに成績又良好なるを見たり。斯くして種子の改良自給に苦心しつゝありしに、北海道廳に在りても亦優良種子の育成に關し試験研究を重ね、昭和二年北海道農事試験場に於て育成せる原種を會社に配付して種子の育成増殖を圖ることゝなりしを以て、當社は北見國端野村及同國女滿別村の社有地に採種圃を設置し耕鋤、種子乾燥及精選等に要する設備を爲し、爾來年歲道産種子の増産を圖り、更に昭和十年北見國常呂村に採種圃を増置せり。

元來道産種子は、本道の氣候風土に順化育成せられたるものなるを以て發芽極めて良好、糖分亦外國種子に劣らず、當初北海道農事

試験場より配付せられたる本育四十八號は、獨逸國ドイツペ會社産「クラインワンツレーベン」種より選出せるものにして、之を當社採種圃に育成増殖し、昭和四年遂に全耕作地に普及し、茲に道産優良種子の自給自足を見るに至れり。次で試験場は褐斑病に抵抗性強き品種の育成に努めたる結果、本育百九十號及本育百九十二號の二品種を育成するに至れり。該品種は「クラインワンツレーベン」と「ビルモーラン、ホワイトフレンチ」とを人工交配に依り育成せるものにして、昭和十二年に至らば全道に之れが普及を見る豫定なり。年別採種圃反別及其成績左の如し。

年 別	反 別			計	總 收 量			反 當 收 量		
	女滿別 採種場	端野 採種場	常呂 採種場		女滿別	端野	常呂	女滿別	端野	常呂
昭和三年	六〇〇〇	一、二七〇	—	八〇七〇	一、五七四〇〇	六七八〇〇	二、三三〇	五三四〇	—	二八〇〇
昭和四年	三四〇〇	一、五〇〇	—	四九〇〇	九四三〇〇〇	三七六〇〇〇	二、七七〇	二、五四〇	—	二、六九〇
昭和五年	六〇〇〇	一、二〇〇	—	七二〇〇	二、四二五〇〇	三六〇五〇〇	四〇四三	三〇〇四	—	三、八六九

年 別	反 別			計	總 收 量			反 當 收 量		
	女滿別 採種場	端野 採種場	常呂 採種場		女滿別	端野	常呂	女滿別	端野	常呂
昭和六年	四五〇	四〇五		四九〇	一三〇七	一四〇六	二九〇	三一九		二九四
昭和七年	四〇二	八七三		四八七	一四〇四	一九〇五	三五〇	五七四		三九〇
昭和八年	六七七	一〇六三		七八六	二五八六	三二八五	三八〇	六五七		四一八
昭和九年	五九〇	八二四		六六三	一八八四	四三〇七	三一五	五一三		三三七
昭和十年	九六八	二〇七		一〇七五	二二七〇	三三一九	二二五	二九九		三三〇
昭和十二年	八六四	一〇一六	一三八五	三九五〇		二四九三	二二五	二九九		三三〇

六、原料甜菜の耕作

大正九年外國より種子を輸入し之を播種したるに、成育期に於て稀有の霖雨の爲め大に發育を阻害せられたり。其作付反別直營農場及一般農家の分を併せ二千二百八十三町餘とす。次で十年に在りては作付反別四千四十七町歩に達したりしも、内一千三百七十町餘は飼料ビートの種子にして製糖原料となすを得ず、又一千二十三町餘

は發芽不良の種子なりし爲め廢耕するに至り結局製糖原料たり得る甜菜の作付面積は一千六百五十三町餘に過ぎざるに至れり。越へて十一年に於ては契約反別四千町歩を上りたりしも八月本道未曾有の洪水に害を被り、結局三千七百餘町に減ぜり。

夫れ斯くの如く災害相亞ぎ、大正九年歐洲大戰後恐慌の後を承けて財界振はず、加ふるに斯種新事業に對する一般民衆の認識薄く、耕作農家亦斯業の本義を理解せざる爲め當社は眞に窮地困憊の難に會し、將さに事業の一大蹉跌を招來せんとせり。此の秋に方り當社は渾身の努力を臻して社業の振興に邁進し、種々の方途を策して甜菜耕作の勸奨に當れり。

茲に於て官廳方面に在りても亦斯業に對する助成後援大いに具體的となり、時の宮尾道廳長官を始め北海道大學教授、支廳長等、各地を巡歴して甜菜耕作の講演を催して斯業の眞相を闡明せらるゝと

共に、耕作者に對し補助助成の方法を講じ、大正十二年道廳に糖務課を新置し、農事試験場に糖業試験部を開設し、以て糖業行政及試験の機能を充實し、一面耕作者側に在りては部落を單位とする甜菜耕作改良組合を組織して耕種肥培の改善を圖り、講習、講話、品評會並組合長會議を隨時隨所に開催して之が指導獎勵に精進する等、關係各官憲、産業団体、民間有志及會社等相連絡協調し堂々新陣容の下に甜菜耕作の誘掖指導に當れる結果、茲に漸く一新生面を拓き、機運頓みに熟する至れり。

北海道廳にては大正十二年以來、本道糖業の保護助成に關し漸次積極的具體的の獎勵方策を樹立し、拓殖計畫中に糖業獎勵費を計上して肥料及改良農具購入補助、運搬費及原料損耗補助、其他各種の獎勵金を交付して之が保護助成に努む。當社に在りても亦割増金及耕作獎勵金の交付、運搬費の補助、共進會品評會等の助成、耕作資

金の融通等を圖り、病虫害防除に對しては所要藥劑の無償交付等を実施し、相俟つて之れが興隆に努めつゝあり。

(一) 耕作區域

原料耕作區域は道廳及關係會社の合議に依り決定し苟くも彼此相侵すことを得ず、大體に於て東部北海道即ち十勝（一部は明治製糖の區域に屬す）釧路、根室、北見（一部明治製糖の區域に屬す）を當社の區域とし、爾餘の各地方を明治製糖の區域とす。

當社は卒先して工場を建設せるに依り當初は協定區域なるもの無く東部北海道一圓を以て其區域とし隨所に甜菜を耕作せるも、其後他會社の工場建設に伴ひ十勝北見の一部を割讓せるものなり。今當社の耕作區域を示せば左の如し。

工場別耕作區域

帯廣工場區域

帶廣市

十勝國 十勝郡 浦幌村、大津村

河西郡 川西村、大正村、芽室村一部

廣尾郡 廣尾村、大樹村

中川郡 幕別村、池田町、本別町、西足寄村、豐頃村

北見國 常呂郡 置戸村、訓子府村、野付牛町、相ノ内村、端野村、留邊藥町

網走郡 美幌町、津別村、女滿別村、網走町一部

釧路國 足寄郡 足寄村、遠別村

磯分内工場區域

北見國 網走郡 網走町一部

斜里郡 小清水村、斜里村

釧路國 川上郡 弟子屈村、標茶村

阿寒郡 舌辛村

白糠郡 白糠村、音別村

釧路郡 釧路村、鳥取村

厚岸郡 厚岸町、濱中村、太田村
 根室郡 根室郡 和田村

野付郡 別海村
 標津郡 標津村

(二) 農事員詰所

区域内耕作農家に對する耕作勧誘契約、指導獎勵種子肥料の配給及原料受入等の事務に従事せしむる爲め一定の區域を劃して農事詰所員一名又は數名置く、其位置及擔當區域左の如し。

農事員詰所所在地	擔當區域
十勝原料區	帶廣市、大正村、川西村、芽室村の一部
池田町の一部、豊頃村の一部	大樹村、廣尾村
池田町の一部、豊頃村の一部	幕別村
池田町の一部、豊頃村の一部	大樹村、廣尾村
池田町の一部、豊頃村の一部	幕別村

武	中	計	上	西	根室原料區	茶	釧	標	弟	釧路原料區	上	斜	小	北
佐	津	別	別	別	内	路	茶	屈	里	里	水	濱		
標津村の一部	標津村の一部	別海村の一部、 標津村の一部、 標茶村の一部	別海村の一部	和田村、 別海村の一部	厚岸町、 濱中村	釧路村、 鳥取村、 白糠村、 音別村、 舌辛村の一部	弟子屈村	斜里村の一部、 小清水村の一部	斜里村の一部	小清水村の一部	網走町の一部			

網	女	美	留	野	訓	置	北見原料區	漣	西	本	高	浦	農事員詰所所在地
走	別	幌	邊	付	子	府	別	寄	別	島	幌	擔	
網走町の一部	女満別村	美幌町、 津別村	留邊藥町、 相ノ内村	野付牛町、 端野村	訓子府村	置戸村	漣別村、 西足寄村の一部	足寄村、 西足寄村の一部	本別町、 浦幌村の一部	池田町の一部	浦幌村の一部、 豊頃村の一部、 大津村	當	
												區	
													域

(三) 耕作反別

耕作反別は時に變遷消長あり。他作物殊に雜穀類作況の豊凶と其の價格の高低に依り所定の甜菜作付反別を得るに頗る難易の體驗を有す。近年幸ひに甜菜栽培の有利なることを理解せらるゝに至りたると、打續く凶作冷害に際し獨り甜菜の成績不良ならざりしに因り漸く之れが作付を嫌忌する者減少するに至りしと雖、往年の苦心焦慮に思ひを致すときは應さに隔世の感あり。然して新耕作地方たる根釧原野の如きは、地力の増進と栽培管理の修練に今後格段の努力を要するは勿論なり。各年次別作付反別、反當收量、糖分及製糖歩留を示せば左の如し。

年 別	作 付 反 別	反 當 收 量	合 糖 率	歩 留
大正九年度	二、二八三 _五 五六	四六六 _斤	一一・九〇	七・一四
大正十年度	一、六五三〇三	二、六〇八	一五・二〇	一一・二〇

(四) 獎勵及助成

現在に於ては保護獎勵の方針確立し其の方法具体化するに至れり

大正十一年度	三、七〇九四二	一、九八一	一三・三〇	一一・三〇
大正十二年度	五、二五一九一	三、一五一	一二・七〇	一〇・五〇
大正十三年度	六、一八八七七	二、二五〇	一一・二四	九・〇三
大正十四年度	四、三二七三七	二、四〇九	一三・五七	一一・五〇
大正十五年度	三、九一二七一	三、〇七八	一五・三九	一三・五七
昭和二年度	五、一八六四九	二、八二七	一三・五〇	一一・〇三
昭和三年度	五、二〇〇七八	三、二九一	一二・〇七	一〇・七三
昭和四年度	四、〇六七五九	三、六三三	一五・七三	一四・六〇
昭和五年度	四、一三一四二	三、三二〇	一三・八五	一二・四四
昭和六年度	四、五三九五六	三、〇二八	一五・九七	一四・七七
昭和七年度	四、四七二二五	三、四八一	一六・一四	一五・四五
昭和八年度	五、一五三三一	三、三〇八	一四・〇三	一三・一五
昭和九年度	五、一二六七五	四、二九五	一六・五九	一五・二八
昭和十年度	六、八二六四九	三、一八六	一五・六九	一四・六七

と雖、前に陳べたるが如く創業當時に在りては一定不變の方法を確立するに至らず隨時臨機の措置を爲すの外なかりしなり。種子の育成、圃場の管理、施肥の方法、病蟲害防除劑の調製及收穫の方法等皆然らざるものなし。されば當社は大正十一年、米國に於て甜菜耕作に經驗を有する日本人數名を招聘して本道各耕地に派遣して實地の指導に當らしめ、又大正十三年道廳にて獨逸より招聘したる甜菜耕作模範農家を五ヶ年の契約にて工場附近に入地せしめ、土地、家屋、厩舎、動物及農具を給與して甜菜耕作の範を示す等、爾來以上の各事項に關しては道廳の指導獎勵と相俟ち銳意研究を重ねて之れが改善に努めたるを以て、近時漸く其の嚮ふ處を明かにして具體的方針を樹立するに至れり。左に昭和十一年度甜菜耕作獎勵條件要項を掲げて獎勵助成の一般を窺知するの資に供す。

昭和十一年度甜菜耕作契約條件要項

昭和十一年度甜菜耕作に付左記條件の通り御契約致します

- 一、甜菜買入價額 頭部青首及土砂等を取除いたもの正味一千斤（百六十匁一斤）につき會社指定場所渡金五圓とし外に割増金正味一千斤につき金五十錢合計金五圓五十錢を御拂ひ致します
- 二、甜菜耕作獎勵金 反當金五十錢
甜菜買入代金支拂の時道廳肥料補助面積に準じ計算し同時に差上げます
甜菜耕作獎勵金及割増金は褐斑病の豫防を所定の期間内に二回以上勵行しなかつたり會社より配給した肥料並に藥劑を他に施用した場合には交付致しません
- 三、甜菜種子價格 一反歩分五升につき金四十錢を頂きます
- 四、甜菜肥料價格 甲地帯（根釧原野及之に準ずる地帯を除く從來の栽培地帯）
一反歩分 金五圓八十錢
乙地帯（根釧原野及之に準ずる地帯）
一反歩分 金五圓五十錢

(甲) 地 帯		(乙) 地 帯	
一反歩分施用量	重過磷酸石灰 四貫百五十匁	調合	精過磷酸石灰 九貫匁
	硫酸アンモニア 二貫四百匁	包裝	硝 石 九貫匁
	硝 石 七貫匁		
合 計	十三貫五百五十匁	合 計	十八貫匁
成 分	窒 素 一貫六百十二匁	窒 素	一貫四百四十匁
磷	酸 一貫六百十八匁	磷	酸 一貫七百七十五匁

本肥料を他作物に使用した者には道廳の肥料補助金増收獎勵金及會社の千斤當金五十錢の甜菜買入割増金反當五十錢の甜菜耕作獎勵金等は交付されませぬ尙其の肥料に對して相當の辨償金を申受けます

五、道廳補助獎勵金

(イ) 肥料補助

- 甲 地 帯 (根釧原野及之に準ずる地帯を除く從來の栽培地帯) 反當 金三圓八十錢
- 乙 地 帯 (根釧原野及之に準ずる地帯) 反當 金四圓五十錢

肥料補助は會社の肥料一反歩分以上を施用した場合に限ります

補助金は實測面積に據りますが若し作付が申請面積より増した場合には申請面積に據り不毛地は跡作の有無に不拘實測面積にはいりません

(ロ) 甜菜搬出費補助

三里以上の搬出費に對し三里を超過したるものは一里につき千斤當三十錢以内(里數を増加する毎に補助率を遞減す)の搬出費補助金が交付される事になつてゐます

(ハ) 増收獎勵金

増收獎勵金は市町村を單位として三段の増收獎勵標準斤量を定めて其の市町村の平均反當實收が右標準斤量を超過した場合に補助面積に應じ市町村農會の手を経て甜菜係を設置する農事實行組合に左記の通り交付されます但し第一段標準斤量の最低を三千斤に定められてあります

甜菜實測面積が獎勵面積に達せざる市町村に對しては本獎勵金を減額され又は交付されぬ事があります

第一段 標準斤量を超過する事一割に達したりと認めたるもの 反當 金五十錢

第二段 " 二割 反當金一圓
 第三段 " 三割 反當金二圓

(二) 增收目標獎勵金 (乙地帯には本施設はありません)

各市町村區域を單位として既往の實績や天然要素を考慮し反當成績に依り四階段に別けて將來五ヶ年間に於て其の目標の斤量に達したと認められた場合は左記の通り其の市町村農會に對し目標獎勵金を交付されます
 但し實測面積三十町歩未満の市町村には本施設はありません、又耕作實測面積が獎勵面積に達せざる市町村に對しては本獎勵金を減額され又は交付されぬ事があります

本獎勵金は甜菜增收施設に充當せられねばなりません

- (ホ) 農具補助
- 一級 (五千斤以上の市町村) 目標斤量 一萬斤 反當 金十圓
 - 二級 (五千斤未満の市町村) " 八千斤 反當 金五圓
 - 三級 (四千斤未満の市町村) " 六千斤 反當 金五圓
 - 四級 (三千斤未満の市町村) " 五千斤 反當 金五圓

甜菜係を設置する農事實行組合にして甜菜耕作の爲心土犁、深耕犁、整地器、噴霧器及中耕除草器の共同購入をなす場合は三割以内又は五割以内の補助金を交付されます内容は詰所員とよく御相談下さらば御斡旋を致します

(イ) 甜菜耕作獎勵金 (農會に交付)

甜菜耕作獎勵金は市町村農會が農業經營の合理化を促進させる爲甜菜の栽培を勸奨して昭和十一年度獎勵面積に達した場合は左記の通り其の市町村農會に交付します、但し獎勵金は農具、石灰及肥料其の他甜菜增收施設に充當せられねばなりません

耕作實測面積	町當獎勵金	
	甲獎勵地帯	乙獎勵地帯
五十町歩以内	金一圓	金一圓三十錢
五十一町歩より百町歩迄を加ふる毎	金八十錢	金一圓
百壹町歩より三百町歩迄を加ふる毎	金五十錢	金六十錢
三百壹町歩以上を加ふる毎	金二十錢	金二十五錢

但し總額が二百五十圓以上になることがあつても二百五十圓迄と致します

(□) 組合費補助 一組合 金 七 圓

組合費補助は農事實行組合甜菜係の費用に充當して下さい

但し甜菜係の組合員十戸未滿は金五圓五戸未滿は補助されません

(ハ) 病虫害防除補助

病虫害防除に要する藥品は會社で必要に應じ無償にて供給します若し防除をやらなかつたり會社で配布した藥品を他作物に使用したりした場合には道廳の肥料補助金增收獎勵金及會社の千斤當金五十錢の甜菜買入割増金反當金五十錢の甜菜耕作獎勵金等は交付されませぬ尙其の藥品に對して相當の辨償金を申受けます

(五) 優良農具の普及

優良農具の普及を圖り以て農家勞力の調節に資し、耕種の改善と管理の周到を期するは經營上の急務に屬するを以て、道廳に在りては夙に之れが試験研究を行ひ、優良農具の選定推獎を爲して當業者

農具選定の指針を示し、最も急設を要すべき深耕犁、心土犁、中耕器、噴霧器、整地器に對し三割乃至五割の補助を爲し之れが普及を圖れり。當社は道廳の旨を承けて購入の斡旋取纏めより購入資金の立替拂を爲し以て其普及徹底を期しつゝあり。昭和二年度補助開始以來の普及狀況左の如し。

年次	補助臺數	補助金額	購入價格
昭和二年	二、六一四	三一、五〇〇	六三、四三三
昭和三年	二、六九四	三九、三四一	八一、四三一
昭和四年	三、二二六	四三、八〇三	一一八、六〇五
昭和五年	三、六三四	四五、三八八	一〇二、四五四
昭和六年	二、六八二	三一、六二〇	六七、二七六
昭和七年	二、六三九	二三、九三五	五八、五九一
昭和八年	二、五八八	一七、七八四	六〇、八九五
昭和九年	二、六八三	一七、八一八	六一、二〇八
昭和十年	三、〇七三	二〇、一九六	六八、四五一
合計	二五、八三三	二七一、三八五	六八二、三四四

(六) 病蟲害防除の施設

甜菜の病蟲害特に褐斑病、地蚤及夜盜蟲被害防除の完璧を期する
 と否とは事業成績の擧否に至大の關係を有す。北海道農事試験場は
 耐病性原種の育成に銳意努力しつゝあると共に一面之れが防除に慎
 重の施設を緊要とす。故に藥劑撒布に要する噴霧器の改善普及を圖
 るの必要を認め、道廳は其購入費に對し補助を與へて獎勵せる結果
 補助購入のもの壹萬六千四百餘臺を算す。又當社は最も効果的にし
 て能率的なる「チャンピオン、スプレーヤー」を製作して獎勵した
 るに、漸次各地に普及を見るに至り其の數約貳百臺を算す。又防除
 の期節に際しては當社は勿論各關係官廳、農會、組合の督勵員等隨
 所に出勤して防除の勵行を促し、當社は毎年所要藥劑の全部を無償
 配付し、又は噴霧器の修理を擔任して之れが萬全を期するに猛進し
 つゝあり。爲めに農家に在りても今や病蟲害防除の必要缺く可から

ざることを深く認識し其實績顯著なるものあるに至れり。當社の關
 係區域に於ける藥劑の使用高及其金額を各年別に示せば左の如し。

年 別	砒酸鉛	硫酸銅	生石灰	カセイン 灰	グリンス	曹達	亞比酸	金 額
大正九年度	封度	封度	封度	封度	封度	封度	封度	封度
大正十年度		二二七〇四	四五九五〇		二六五三	二〇〇〇〇	九一〇八	二二〇八七五四
大正十一年度			一、一一二		二二八三			二二九八五六
大正十二年度			五九〇		二二六			一九六三四七
大正十三年度			三二八六					二四八六三
大正十四年度	四三〇		四〇三	六	二八二			二九八七五〇
大正十五年度	八八三八〇	一七、八五六		二五〇二〇				九六、七九一〇四
昭和二年度	二五五〇			五四三				一、五五五、五〇〇
昭和三年度	七七三〇八	五、〇九三	五、八四〇	一四〇七				五九五三三〇〇
昭和四年度	一四、二五五〇	一五、〇一九	一六八、一〇〇	一五、〇六〇				一〇六、二六〇〇
昭和五年度	一三五、五六八	一五九、八六九	一八三、一五五	九、一三三				八五、四七五〇〇
昭和六年度	七九、二四七	一四三、四五一	一五一、六二八	七、四七〇				四七、五七一〇〇
昭和六年度	九九七〇九	二七九、二六五	二九七、二〇三					五三、六二二〇〇

年 別	硫酸鉛	硫酸銅	生石灰	石カゼイン 灰	グリンス	曹達	亞比酸	金 額
昭和七年度	五五、一九七	一三七、六五七	一四九、三三三	六九、三				三、四九一、〇〇
昭和八年度	一一、八〇八	三三四、八二八	二六三、二四五	二、四三				五、六〇、五〇〇
昭和九年度	六四、七七六	二七四、九二三	三〇七、九二一	一、三八八				五、七二、三〇〇
昭和十年度	九九、六六〇	三五八、六一〇	四〇〇、一一〇	二、三三三				七、一五、五九〇

(七) 甜菜多收穫共進會の開設

大正十二年以降支應管内を區域として郡農會又は甜菜耕作改良組合聯合會之を開催し以て甜菜增收の記録を競はしめたり。昭和元年度以降は北海道農會之を主催し、全道を一區域として多收穫共進會を開設し、爾來十ヶ年繼續開催して逐年良好なる成績を收め能く所期の目的を達成せり。本施設に對しては道廳長官より褒賞を授與し審査員を派遣せり。而して其所要經費は當該會社之を負擔す。今昭和元年度以降の成績概要を左に示さん。

年 次	出品點數		入賞點數	最高記録		平均反當收量	共進會出品		一般耕作者反當收量
	高產	低產		反當收量	糖分		糖分平均		
昭和元年	一一七	一三〇	六九	一〇、三三二		六、九六八		三、二四一	
昭和二年	一五〇	一五〇	六三	九、〇五七		六、一五四		三、〇七九	
昭和三年	一五〇	一五〇	六〇	一〇、八三〇		六、八四三		三、三六七	
昭和四年	一五〇	一五〇	六〇	一〇、〇二八		六、五八五		三、七六二	
昭和五年	一五〇	一五〇	六〇	九、八四二	一八・二二	五、五五二	一四・三〇	三、四七六	
昭和六年	一六〇	一六〇	六四	一〇、四八三	一五・二六	五、六九一	一六・四二	三、〇一〇	
昭和七年	一〇〇	一〇〇	四〇	一〇、〇四二	一四・〇〇	七、四二三	一六・五〇	三、二九一	
昭和八年	高產 五〇 低產 五〇	高產 五〇 低產 五〇	二〇	七、九六五 一二、九一一	一六・八〇 一四・三三	五、七四八 六、五二八	一四・七八 一四・八〇	三、〇五九	
昭和九年	高產 四九 低產 五〇	高產 四九 低產 五〇	二〇	九、〇四四 一〇、八一二	一九・〇七 一七・〇二	七、一七三 七、九八五	一七・九二 一七・三五	四、〇〇四	
昭和十年	一〇一	一〇一	四〇	一二、一二八	一五・五五	六、五七三	一六・四六	二、九八九	

昭和十一年度以降に在りては一部農會又は數郡農會區域を出品區域として隨時開催することとせり。

七、製品並販賣

(一) 製 品

当社創立以來の製品砂糖、パルプ、酒精、酵母劑「バンドミン」及糖蜜各年産額左の如し。

年 次	總産糖高	マ					
		HB	H2	HR	HO	HA	其の他
大正九年	四〇、三七〇	三八五七					
大正十年	四四、六六九	三二、三三五			BB 一、二八七三	六〇〇	
大正十一年	七三、六〇二	四六、七二六			二六、三五三		
大正十二年	一五四、二八	五三、四〇七			一〇〇、七〇一	一、〇一〇	
大正十三年	一一、六六六	八九、一六二			八四、二一三	一、二二三七	H双 一、二七二〇
大正十四年	一一四、一八〇	一一、一六四			一九、三二九	一、〇八七	
大正十五年	一五二、〇六七	一五〇、〇九四			一四五	二四三	H双 五八六

砂 糖 (一俵百斤)

年 次	總産糖高	HB	H2	HR	HO	HA	其の他
昭和二年	一六二、七三三	一四四、二八六			一七、一五五		
昭和三年	一七〇、三三五	一六六、九五五			一〇、八八	HA 双一三七	H双 一八九
昭和四年	二〇三、三二六	一九七、三五三			三、〇八〇		
昭和五年	一五九、四〇一	八二、二五九	七四、一五九		一、八八〇		
昭和六年	一九四、五〇〇	七六、八八五	一四四、六二九				
昭和七年	二二五、三二二	三三、〇〇〇	一九八、九一〇				
昭和八年	二二〇、八二九	五五、六三二	一五二、五六八			HA 八四三、五	角糖 二五、五
昭和九年	三二七、六七五	三九、六七六	二八三、七二五				角糖 五八
昭和十年	三〇二、五七一	三一、一三七	二六六、七八七	四、六四七			

パ ル プ

年 次	總 産 高	年 次	總 産 高
大正九年	(五〇斤入) 一〇、五八	大正十三年	(五〇斤入) 九、六一五
大正十年	一九、四一〇	大正十四年	一〇〇、六一八
大正十一年	四八、四一五	大正十五年	一一五、九一〇
大正十二年	一〇三、五五〇	昭和二年	一〇八、〇七〇

年次	總生産高	年次	總生産高
昭和三年	一三三、六四四 <small>石</small>	昭和七年	九〇、四一〇 <small>石</small>
昭和四年	一四五、四四六	昭和八年	九一、二九四
昭和五年	一二七、六三四	昭和九年	一四一、二五三
昭和六年	一四一、三九五	昭和十年	一二四、四六七

年次	總生産高	年次	總生産高
大正九年		昭和三年	一、九五二、三三〇 <small>石</small>
大正十年		昭和四年	五五四、二一〇
大正十一年		昭和五年	一、二〇六、四四〇
大正十二年		昭和六年	
大正十三年		昭和七年	
大正十四年		昭和八年	
大正十五年		昭和九年	
昭和二年	六七一、七一	昭和十年	

酒 精

糖 蜜

年次	廢糖蜜總生産高	年次	廢糖蜜總生産高	年次	廢糖蜜總生産高	年次	精糖蜜總生産高
大正九年	一三〇、三八	大正十五年	九〇九、三六	昭和六年	八二八、八三	大正九年	九八、六九
大正十年	一七一、五二	昭和二年	五四二、四四	昭和七年	四七八、六四	大正十年	一二三、一五
大正十一年	二三四、三七	昭和三年	一、一六八、四七	昭和八年	七二〇、三二	大正十一年	四二、〇〇
大正十二年	一、〇二五、〇三	昭和四年	四二九、四三	昭和九年	一、〇一四、七二	大正十二年	一一三、四〇
大正十三年	六二七、二〇	昭和五年	四六八、五二	昭和十年	四八五、九八	大正十三年	九五、〇六
大正十四年	七四八、一四						

(二) 販 賣

當社の製品は當初自ら販賣の衝に當り、道内は勿論内地各府縣に新製品の販路を開拓することに努力したるも、結局砂糖は委託販賣の有利なるを認め、株式會社安部幸商店、三井物産株式會社を経て販賣せり。然るに當社が昭和五年車糖の製造を開始し市場に聲價を博するに際し、他社亦之を製造して本道の如き比較的狭小なる市場

に競争するが如きは相互の不利少からざるを認め、昭和八年道内販賣に限り之を株式會社明治商店に委託せり。依て現在に在りては北海道内は之を株式會社明治商店に、東北地方は之を三井物産株式會社に、其の他内地府縣は之を株式會社安部幸商店に委託販賣し、煉乳用及氷糖用の砂糖は直接當社より販賣しつゝあり。然して當社砂糖の生産額は漸次増加しつゝあるを以て、昭和十年度より日本糖業聯合會の統制下に置かるゝに至り、當初は聯合會に對し當社其の年生産高に應じて一俵に付金壹錢の負擔金を納入し、九年度に在りては急遽其の負擔金を拾錢に増加せられ、十年度は又更らに統制を強化せられ前年の如く一俵に付金拾錢を負擔するか、若くは年生産高の千分の二十五を義務的に輸出するか、又は棚上げを爲さざるべからざることゝなり、同年度に於て約八千俵の義務輸出を爲せり。

家畜飼料「パルプ」は小部分生パルプとして工場附近の飼牛農家

に有償にて配付する外、大部分之を乾燥パルプとして販賣す。其の方法は煉乳關係の飼牛者に對しては煉乳用砂糖を供給する當該會社を経て之を販賣し、道内は主として北海道産業組合聯合會を經、内地府縣は主として之を大阪市吉田長祥商店、寶田清吉商店に託して販賣し好評を博しつゝあり。近時新に海外輸出の途開け三菱商事株式會社に依り昭和九年度參千壹百七拾四噸、同十年度壹千四百噸を米國に輸出し、同十一年度に在りては同様輸出數量四千五百噸の豫定なり。

糖蜜の酒精は酒造税法に依り燒酎製造の原料となし得ざるを以て、主として其の他の工業原料に之を販賣せり。

酵母劑「バンドミン」は目下試賣中に屬するに過ぎず。當初帶廣藥師會の希望に依り同會に委託販賣せしめたるも、昭和十一年中途之を休止して直接販賣に改め、主として道内各官廳、會社、工場、

鑛山等の購買組合、消費組合、配給所等に販賣する外、道内各藥種店をして販賣せしめ、品質純良にして廉價なる爲め漸次成績を擧げつゝあり。

廢糖蜜の處理に關しては上述の如く燒酎の原料となし得ざるを以て當初之が販賣に窮し、或は乾燥パルプに混入して家畜の飼料に補給し、或は醬油醸造に使用せしめたるも賣行思はしからざりしが、近時酵母製造業勃興せると、樺太廳下は特例を布きて燒酎製造の原料となし得るに至りしを以て頓みに需用増加し、現下主として東京市オリエンタル酵母株式會社、樺太製藥株式會社に販賣しつゝあり。北海道工業試験場に在りては之を以て年々日本酒の製造試験を續行して成績可なり。又昭和五年車糖の製造を開始してより精糖蜜を産出し農家又は勞働者の調味及醬油醸造用として販賣せり。

八、業務成績

當社は前に述べたるが如く創業直後に於て歐洲大戰後の恐慌と、關東大震災火災に因る財政不振の後を承け、加ふる本道甜菜糖業は過去二回失敗に終りたる事歴を有する等に依り、斯業に對する一般の理解を得ること難く、爾來約十星霜、眞に惡戰苦闘史を綴りたり。茲を以て或は減資を斷行して大整理を行ひ、或は優先株を發行して増資を爲す等、年次繰越缺損を擁して業績頗る不振の裡に經過し、爲めに株價は下落して一時二圓を唱ふるの非運に際會せり。

然れども甜菜糖業は本道拓殖事業の促進と併行して其の成功を期せざる可からざる重要使命を有する事業なること漸次官民の認識を深むるに至り、當社亦其の使命に邁進して奮闘努力し以て經營上の改善と其の整理節約を圖りたると、幸ひに糖況漸く好轉し來りたる

等茲に業績次第に向上の一路を辿り、昭和七年度には前期來の繰越
缺損を一掃して尙相當の利益を擧げ配當を爲すことを得愁眉を開く
に至れり。爾來每期配當を續行し而かも其の利率及配當率の如きは
期毎に増加の趨勢にして、更に一工場を増設して益々斯業の隆運に
資せんとするを得たるは、過去の經營辛酸の蹟を顧み洵に感慨無量
のものあると共に、關係官民の深厚なる指導と後援に對し茲に謹ん
で深甚の謝意を捧ぐ。

(一) 資 本

當社創業當時の資本金は金壹千萬圓にして第一回四分の一拂込金
貳百五十萬圓とす。

次で大正九年第二回拂込金壹百五十萬圓を徴收し、拂込済金四百
萬圓とす。

昭和四年十二月、一大整理を斷行して業績の不振を挽回せん爲め

臨時株主總會を開き資本金を貳百五十萬圓拂込済、總株數五萬株、
一株拂込済金五十萬圓とする減資方法を決議し、同時に優先株五萬株
を以て資本金貳百五十萬圓を増加し第一回拂込金拾貳圓五十錢とす
ることを決議す。依て茲に資本總額は金五百萬圓となる。左に其の
決議の要領を示さん。

第壹議案 左記の方法に依り資本を減少し且つ之に伴ふ定款變更をなすの件

一、資本減少方法

現在資本總額金壹千萬圓、總株數貳拾萬株、壹株拂込金貳拾圓、拂込済資本
金四百萬圓なるを減資して資本總額金貳百五十萬圓拂込済總株數五萬株、壹
株拂込済金五十萬圓となし、現在株式壹株金貳拾圓拂込のもの四株に對し新に
發行する壹株金五十萬圓の株式壹株の割合を以て株式を併合すること

二、前記可決の結果定款規定中左の通り變更すること

第四條中「金壹千萬圓」とあるを「金貳百五十萬圓」と變更す

第七條中「貳拾萬株」とあるを「五萬株」と變更す

三、資本減少を遂行するに必要な手續は取締役に一任すること

第貳議案 前記資本減少が効力を生じ各株の金額が拂込済と爲ることを條件として資本を増加し且つ之に伴ふ定款變更をなすの件

一、減資後、資本金貳百五十萬圓となるを更に優先株五萬株（壹株の金額金五十圓、第壹回拂込拾貳圓五拾錢）を發行し金貳百五十萬圓を増資すること

二、右に伴ひ定款第四條及第七條全文を左の通り變更すること

第四條 本會社の資本は金五百萬圓とす

第七條 株式は記名式にして壹株の金額を金五十圓とし普通株及優先株各五萬株、合計拾萬株とす

優先株主は左の權利を有するものとす

一、株金元本に對し優先權あること

二、毎期年八分の優先配當を受くること、若し之に達せざる期あるときは爾後の期に於て之を補填すること、但し參年間引續き優先株と普通株と同率の配當をなしたるときは優先配當を撤廢すること

三、優先株及普通株の配當が共に年八分に達し尙それ以上の配當を爲し

得るに至りたるときは優先株普通株同率たるべきこと

三、資本増加優先株發行に必要な手續は取締役に一任すること

右議案何れも原案の通り可決せられたり。

斯くして昭和五年第二十期に於て資本金貳百五十萬圓全額拂込済となす。

優先株は時期を見て募集することとし、昭和九年之が募集を爲し、同年六月第一回の拂込を完了せり。茲に於て資本金五百萬圓、拂込済金參百拾貳萬五千圓となる。

昭和拾年參月優先株第二回拂込金一株金拾貳圓五拾錢を徵收したる結果、拂込済金參百七拾五萬圓となる。

昭和拾壹年五月優先株第三回拂込金一株金拾五圓を徵收したる結果、拂込済金四百五十萬圓となる。

更に昭和十一年九月十六日優先株第四回拂込一株金拾圓を徵收す

ることゝなれるを以て、此拂込を完了するときには資本金五百萬圓全額拂込済となる。

(二) 利益及配當金

大正八年世界に於ける砂糖需給の大勢上爪哇糖價漸次昂騰すべき傾向あるを察知し、爪哇原料糖を買付け置き、場合に依りては他に委託精製をなすも可なりとし、相當數量の買付をなしたるに其の后果して糖價騰貴せるを以て其の一部を轉賣して利益を擧げ、第一期第二期及第三期共に配當をなすを得たるも、大正十年即ち第四期に入りて以來事業經營上の困難に遭遇し、每期繰越損金を計上し昭和三年第拾八期に及び金貳百七拾壹萬八千餘圓の累積缺損を擁するに至れり。茲を以て昭和四年減資を斷行して一大整理を行ひ、同年第拾九期に於て減資額金百五拾萬圓を以て缺損の補填をなし、金貳拾七萬五千餘圓の後期繰越損金に減額するを得たり。其の翌第貳拾期

は業績漸く好轉し多少利益を計上して全部之を翌期に繰越し得たるも、次年第貳拾壹期以後糖價の不振に依り又もや後期繰越損金を計上するの餘儀なき状態となり、第貳拾參期昭和七、八年度より利益配當を爲すを得たり。

左に其趨勢を表示すべし。

年次	拂込資本額	利益金	配當額	配當率	損失金	財産減價額
大正八年	二、五〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	一〇二、三九七 <small>円</small>	五四、〇〇〇 <small>円</small>	年五分		
大正九年	二、五〇〇、〇〇〇	一〇一、一三〇	一〇〇、〇〇〇	年八分		
大正十年	四、〇〇〇、〇〇〇	一四三、四四三	一四〇、〇〇〇	年八分	一二六、五四一	
大正十一年	四、〇〇〇、〇〇〇				一二八、九三一	
大正十二年	四、〇〇〇、〇〇〇				七五、四八六	

九、業務及組織

(一) 定 款

當社の業務は一般の規程に依る外定款に據り之れを執行するは勿論なりと雖、時代の推移と社業の擴張に伴ひ昭和四年拾貳月、昭和九年六月定款の改正を行ふ。
現行の定款左の如し。

北海道製糖株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 本會社は北海道製糖株式會社と稱す
- 第二條 本會社は左の範圍内の事業を營むを目的とす
- 一、砂糖の製造賣買並に砂糖、糖蜜及糖水を主要原料とする物品の製造賣買
 - 一、牧畜、農業及び林業並に此等生産物の加工製造及び賣買
 - 一、電氣事業

- 一、船舶及び鐵道による運輸業
 - 一、藥品、賣藥及び賣藥部外品の製造賣買
- 一、前各項に附帶する事業及び此等事業を經營する個人又は會社に對する出資
- 第三條 本會社は本店を北海道帶廣市に置き其他適宜の地に工場、支店又は出張所を置く

第四條 本會社の資本金は金五百萬圓とす

第五條 本會社の存立時期は設立の日より滿三十ヶ年とす

第六條 本會社が法令又は定款により爲すべき公告は本店所在地の管轄登記所か商業登記に關する公告を掲載する新聞紙に掲げて之を爲す

第二章 株式及び株券

第七條 株式は記名式にして一株の金額を金五十圓とし普通株及び優先株各五萬株合計拾萬株とす

優先株主は左の權利を有するものとす

- 一、株金元本に對し優先權あること
- 二、毎期年八分の優先配當を受くること、若し之れに達せざる期あるときは爾

後の期に於て之を補填すること、但三年間引續き優先株と普通株と同率の配當を爲したるときは優先配當を撤廢すること

三、優先株及び普通株の配當と共に年八分に達し尙それ以上の配當を爲し得るに至りたるときは優先株普通株同率たるべきこと

第八條 株券は一株券十株券及び五十株券の三種とす

第九條 株金第一回の拂込は一株に付き金拾貳圓五拾錢とし第二回以後の拂込は事業の必要に應じ取締役會に於て期日及び金額を定め期日より三十日前に各株主に通知すへし

第十條 株主若し株金の拂込を怠るときは拂込期日の翌日より現拂込まで其拂込むべき金額に對し金百圓に付き日歩四錢の割合を以て延滞利息を徴收す

第十一條 削 除

第十二條 株式を讓渡したるときは當事者は會社の定むる所により連署の請求書を添へて名義書換を請求すへし

第十三條 相續の開始遺言の執行等の事由により株式を承繼したる者及び氏名を改めたる者は戸籍吏の證明書若しくは會社に於て必要と認むる證據書類を添へ名

義書換を請求すへし

第十四條 株券の毀損又は種類變更の爲め書換を請求するときは會社は相當の手續を経て舊株券と引換に新株券を交付すへし

第十五條 株券の紛失又は滅失により新に株券の交付を請求するときは其事實を明記し本會社の定むる所により保證人二名以上連署したる保證書を添へ申出つへし

前項の場合に於ては本會社は請求者の費用を以て其株券の無効なる旨及び異議ある者は二ヶ月の期間内に其申出を爲すべき旨を公告し其申出なきときは新株券を交付す但公示催告の申立により除權判決を得たる株主に對しては公告の手續を経ずして新株券を交付す

第十六條 本會社は手数料として第十二條及び第十三條の場合には株券一通につき金拾錢第十四條及び第十五條の場合に於ては同金參拾錢を請求者より徴收す第十七條 株主又は其法定代理人は氏名、住所及び印鑑を當會社に届出つへし其變更ありたる時亦同し

署名の慣習ある外國人は前項の印鑑に代へ署名鑑を届出つることを得

前二項の届出なき爲めに生したる損害に付ては會社は其責に任せず
第十八條 本會社は公告を爲して株主總會前三十日以内相當の期間を定め株券の
名義書換を停止することあるへし

第三章 株主總會

第十九條 總會は取締役、監査役其他法律により招集の權を有する者之を招集す
資本の十分の一以上に當る株主より會議の目的及び招集の理由を示して請求す
るときは取締役之を招集す

第二十條 定時總會は毎年四月之を開き臨時總會は必要の場合に之を開く

第二十一條 定時總會に於ては前營業期の計算書類及び報告書類を査定し且利益
配當に關する議案其他取締役より提出する所の議案を決議す

臨時總會に於ては其目的たる臨時の事項を決議す

第二十二條 總會の議事は豫め通知したる目的事項の外に涉ることを得ず

第二十三條 總會を招集するには總會の日時場所及び目的事項を記載したる通知
書を會日より十四日前に各株主に發すへし

第二十四條 總會に於ける株主の議決權は一株毎に一箇とす

株主は委任狀を以て他の株主に代理せしめ議決權を行ふことを得

第二十五條 總會の議長は社長之に任し事故あるときは他の取締役之に任す

第二十六條 總會の議長は議事を整理す又會議を延期し會場を移すことを得

第二十七條 總會の議決は定款變更社債募集合併及び解散の場合を除く外出席株
主の議決權の過半数を以て之を決す可否同數なるときは議長之を決す

前項後段の場合に於て議長は株主として其議決權を行使することを妨けず

第二十八條 總會の議事要領は議事録に記載し議長及び監査役之に署名捺印す

第四章 役員

第二十九條 株主總會に於て二百株以上を有する株主中より八名以内の取締役及
ひ參名以内の監査役を選挙す

第三十條 取締役の任期は三ヶ年とし監査役の任期は二ヶ年とす但任期か營業決
算に關する定時株主總會前に結了するときは其株主總會の終了に至る迄任期を
伸長す

取締役及び監査役は任期満了後再選就任することを得

第三十一條 取締役の互選を以て社長一名を置き尙場合により専務取締役及び常

務取締役各若干名を置くことを得

取締役社長、専務取締役及び常務取締役は主として業務の執行に任ず

第三十二條 取締役又は監査役中缺員を生じたときは次の株主總會に於て補缺選舉を行ひ前任者の残期間其職務に就かしむ但缺員に依り法定の員數を缺くに至らざるときは補缺選舉を行はざることを得

第三十三條 業務上重要な事項は取締役會に於て之を議決す

監査役は取締役會に出席して意見を陳述することを得

第三十四條 取締役は其在任中其所有の株式二百株を監査役に供託すへし此株式は退任するも株主總會に於て其在任中扱ひたる事務の承認ありたる後に非されは之を還付せざるものとす

第三十五條 取締役及び監査役の俸給及び報酬總額は金貳萬圓以内とす

第三十六條 取締役會の決議を以て顧問又は相談役囑託をすることを得

第五章 會 計

第三十七條 本會社は毎年三月末日を以て決算期とす

第三十八條 本會社は毎營業期に於ける總收入金より諸經費、損失及び財産減價

償却金を控除したる殘額を純益金とし左の範圍内に於て之を處分するものとす

- 一、法定積立金 百分の五以上
- 一、別途積立金 若 干
- 一、使用人恩給扶助基金 若 干
- 一、役員賞與金 百分の十以内
- 一、配當金 若 干
- 一、繰越金

第三十九條 配當金は毎決算期末日に於ける株主名簿現在の株主に拂渡すものとす株主は配當金の利息を請求することを得す

第六章 附 則

第四十條 外國に住所を有する株主は日本國內に假住所を定め本會社に届出つへし

若し此届出を爲さざるときは會社は其發すべき諸般の通知に付き一切其責に任せす

第四十一條 削 除

(二) 株 主

創立當時の株主數一、五二七名、株式數貳拾萬株なりしも、事業の變遷に伴ひ之を變更し、現在にありては株主一、一〇六名、株式普通株五萬株、優先株五萬株とす。

(三) 役 員

役員は定員は定款の定むる處に依り取締役八名以内、監査役三名以内にして其任期は取締役三年、監査役二年とす。現在の役員左の如し。

取締役社長	松 方 正 熊
常務取締役	佐 藤 龜 太 郎
取 締 役	廣 瀬 德 次 郎
同	窪 川 利 長
同	伊 東 祐 吉

(四) 従 業 員

従業員は時に多少の増減あるを免れず。製糖期即ち通常十月より翌年二月に至る期間は所謂期節現業員として臨時職工百五、六十人を採用す。而して臨時職工は農家の繁閑に應じて其の勞力を利用することに努む。即ち製糖期間中は恰も農閑期に屬するを以て農家の青年子弟を教養し之を期節現業員として使用し、製糖終了すれば各自歸郷して家業に従ふを常とす。現在従業員數左の如くにして、新に磯分内工場竣工し、作業開始の際は更に従業員を増加するに至らん。

同	菊 池 武 男
同	丸 山 潤 三
監 査 役	吉 村 鐵 之 助
同	田 原 哲 次 郎

職名	人員	職名	人員	職名	人員
事務員	一二名	技手補	一名	現業員	一三六名
事務員補	一八名	工手	一名		
技師	七名	嘱託	三五名		
技手	八名		一〇名		
				合計	二三七名

(五) 事務分掌

當社の事務は本社事務及工場事務に分ち、本社に支配人を置き、工場に工場長を置く、更に事務分掌に依り係を設け其下に掛を置き係に係長、掛に主任を配す。即ち左の如し。

本社事務分類

庶務係、販賣係、用度係、會計係、工場係、農事係（原料掛、種子掛、土地掛）

工場事務分類

事務掛、製造掛、機械掛
支配人、係長、工場長氏名左の如し。

支配人

庶務係長

取締役

菊池

武男

用度係長

販賣係長

常務取締役

佐藤龜太郎

會計係長

事務員

飯田賢

工場係長

取締役

丸山潤三

帶廣工場長

技師

眞鍋讓

磯分内工場長

取締役

丸山潤三

(六) 本社及東京出張所

創立當時は本社を東京市に置きたりしも、大正八年十一月帶廣市

に本社移轉の登記を爲し、東京は之を出張所に改め以て現在に及べり。其の所在地左の如し。

本社 帶廣市東參條拾丁目拾壹番地

東京出張所 東京市麴町區丸ノ内、東京海上ビルディング新

館六階

十、傍系事業

當社の傍系會社としては十勝鐵道株式會社、北海道殖産株式會社、株式會社新帶廣運送社及株式會社南十勝振興會あり。此内北海道殖産株式會社は昭和十年四月解散を決議し目下清算中に屬し、新帶廣運送社は主として十勝鐵道沿線に於て生産する雜穀、木材、農業用品其の他雜貨の取扱を爲し、南十勝振興會は同様十勝鐵道沿線に於ける農家を主として株主となし、其の生産する農産物の依託販賣及

肥料、藁工品等の共同購入を目的とし、共に規模小なるを以て茲に之を掲げず。依て左に十勝鐵道株式會社事業に付てのみ其の概要を記述すべし。

十勝鐵道株式會社

當社は大正十二年四月創立し、北海道製糖株式會社の専用鐵道四十餘哩及客車貨車其の他の物件を買收し、地方鐵道法に依る私設鐵道として其の營業を開始せり。而して當社は勅令の定むる所に依り北海道拓殖費より年々補助を受けつゝあり。

資本金は當初金百五拾萬圓なりしが漸次増資して現在の資本金參百萬圓、拂込済資本金貳百拾萬圓とす。

株數は六萬株にして其の大部分は北海道製糖株式會社の持株に屬し、同社専用鐵道買收の際に於ける現物出資に係るものとす。

當社は運送並倉庫業及之に附帶する事業を目的とし、鐵路帶廣市

より延長して南方四十餘哩、所謂南十勝の發展に寄與する所少からず、又國有鐵道線とは貨物の連絡輸送を爲し國鐵培養線として道内有數の私設鐵道なりとす。昭和十年上、下期を通じての營業成績は旅客人員六四、六九二人、旅客收入二三、九三四圓一七錢、貨物噸數二八九、六二二噸、貨物運賃八二、八三六圓九八錢にして其の他の運輸雜收入を合せ收入合計一二三、〇一七圓五三錢一日一籽平均收入一〇圓六五六厘とす。

現在の役員は取締役會長松方正熊氏、常務取締役窪川利長氏、取締役廣瀨徳次郎氏、佐藤龜太郎氏、菊池武男氏、伊東祐吉氏、監査役丸山潤三氏、飯田賢氏なり。

附製造工程解説

一、原料貯藏

甜菜耕作各地より輸送し來れる原料は工場に到着すれば一時貯藏場に堆積し水送により工場内に運ばる

二、原料洗滌

工場内に運ばれたる原料は洗滌機に入り附着せる土砂及夾雜物を洗ひ落す

三、截斷

洗滌されたる原料は截斷機に送りて細片に切斷す

四、糖分滲出

細片は滲出罐に詰め温湯を通じて糖分を滲出し殘滓は飼料に供せらる

五、滲出汁の清澄

滲出汁は石灰混和槽に送りて石灰乳を添加し加熱して炭酸瓦斯飽充槽に送り炭酸瓦斯を通じ可溶性不純物を凝固せしめ濾過して稀薄糖汁となす

六、蒸發濃縮

稀薄糖汁は蒸發罐にて蒸發濃縮して濃厚糖汁となす

七、亞硫酸瓦斯處理

濃厚糖汁は亞硫酸瓦斯飽充槽に導き亞硫酸瓦斯を通じ糖汁の脱色精製を行ひ濾過して仕上糖汁となす

八、煎糖

仕上糖汁は眞空結晶罐にて更に蒸發濃縮し結晶を成生せしめ白下となす

九、分蜜

白下は直ちに分蜜機にて結晶と蜜とに分離され結晶は更に水洗の上乾燥機を経て小粒の白双糖となる

分蜜されたる蜜は更に煎糖、分蜜操作を繰り返し残存の糖分を回収し最後に含糖分低下せる蜜は廢糖蜜と稱し副産物として「アルコール」の原料に供せらる

尙右の外特別の装置により一般家庭向きの車糖（俗に四温引）も製出せり

十、包装

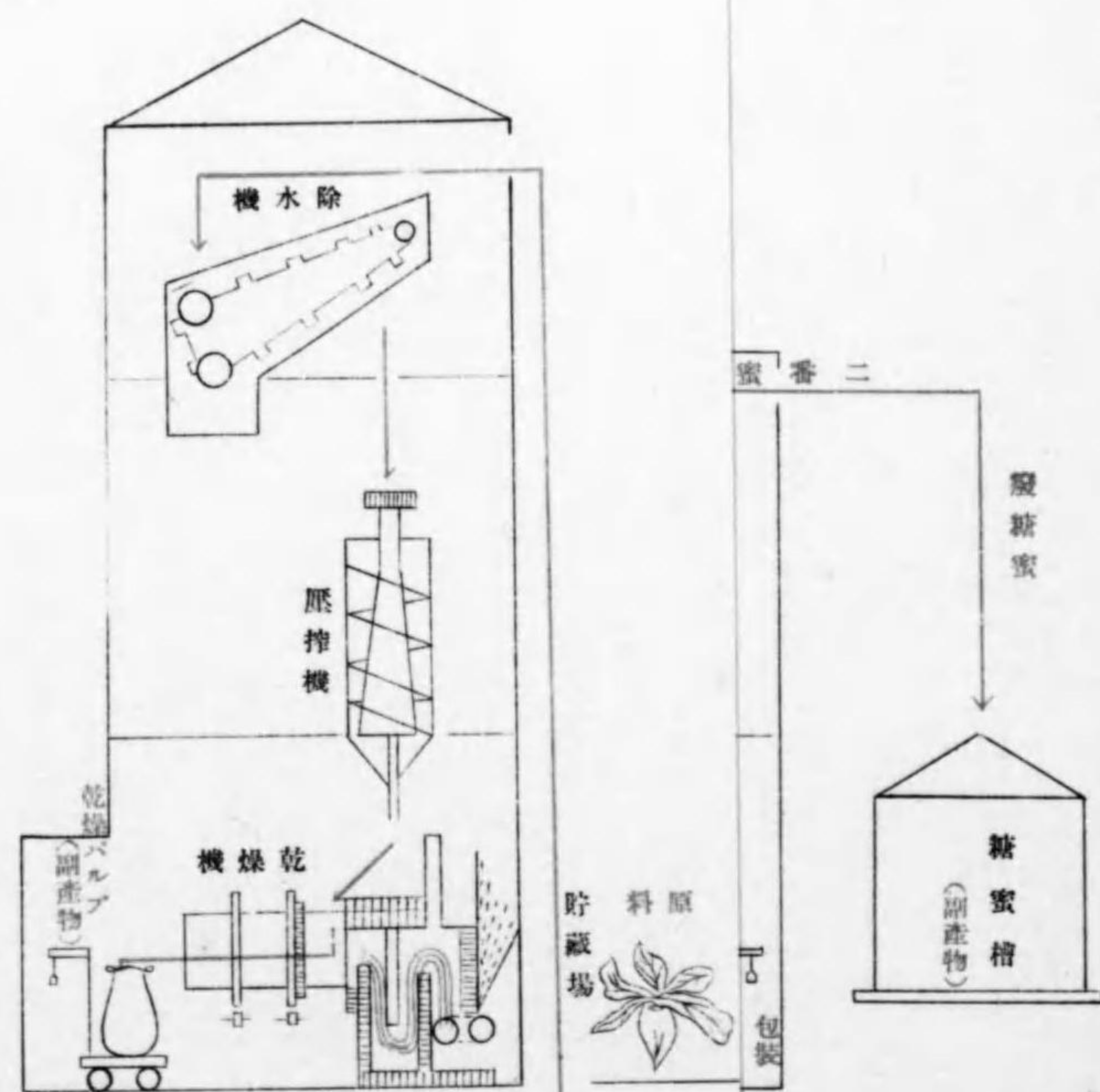
白双糖及車糖は包装室に送られ各三十疋入布袋に詰められ製品となる

當工場には別に左の附屬工場設備を有す

一、パルプ工場

滲出罐にて糖分を滲出したる残滓は生パルプと稱し其の儘家畜の飼

場工燥乾フルパ



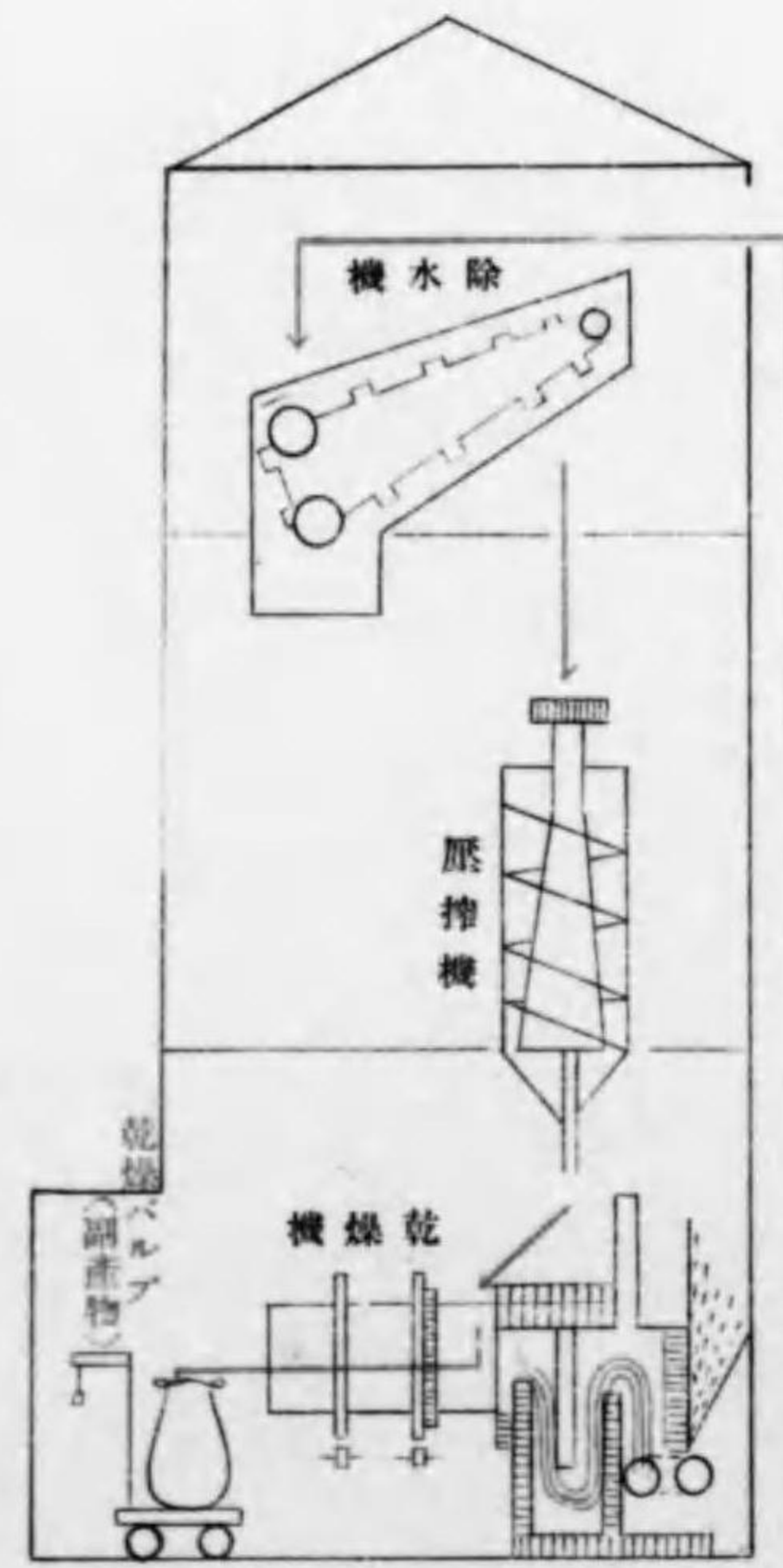
料に供せらるゝも特に運搬貯蔵に便ならしむる爲に乾燥して乾燥パ
 ルプとなす

一、ステツフェン工場

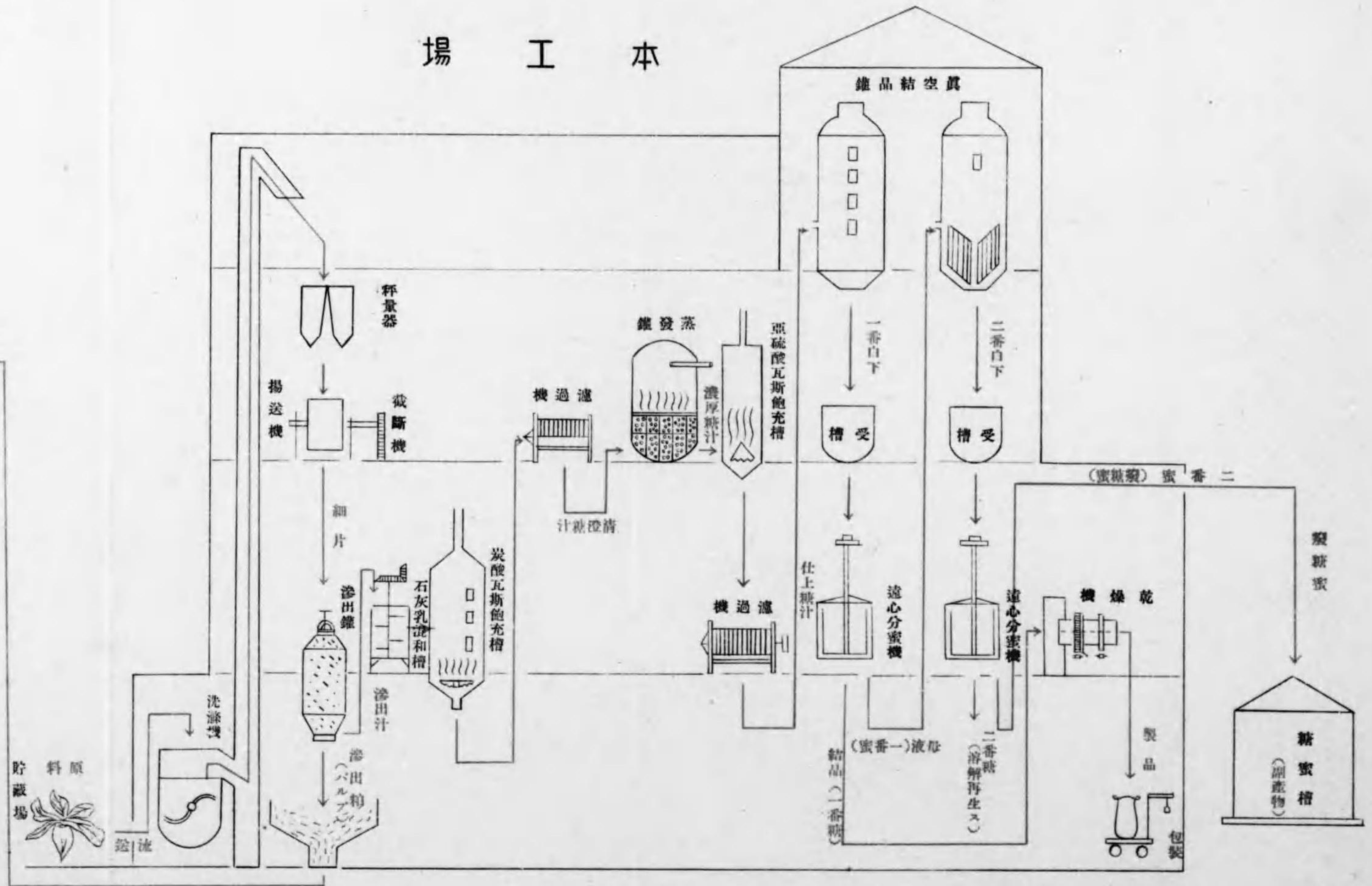
副産物として生ずる廢糖蜜中の糖分を特種の化學的装置により回收
 し製品の歩留を増加せしむ

甜菜糖製造工程圖

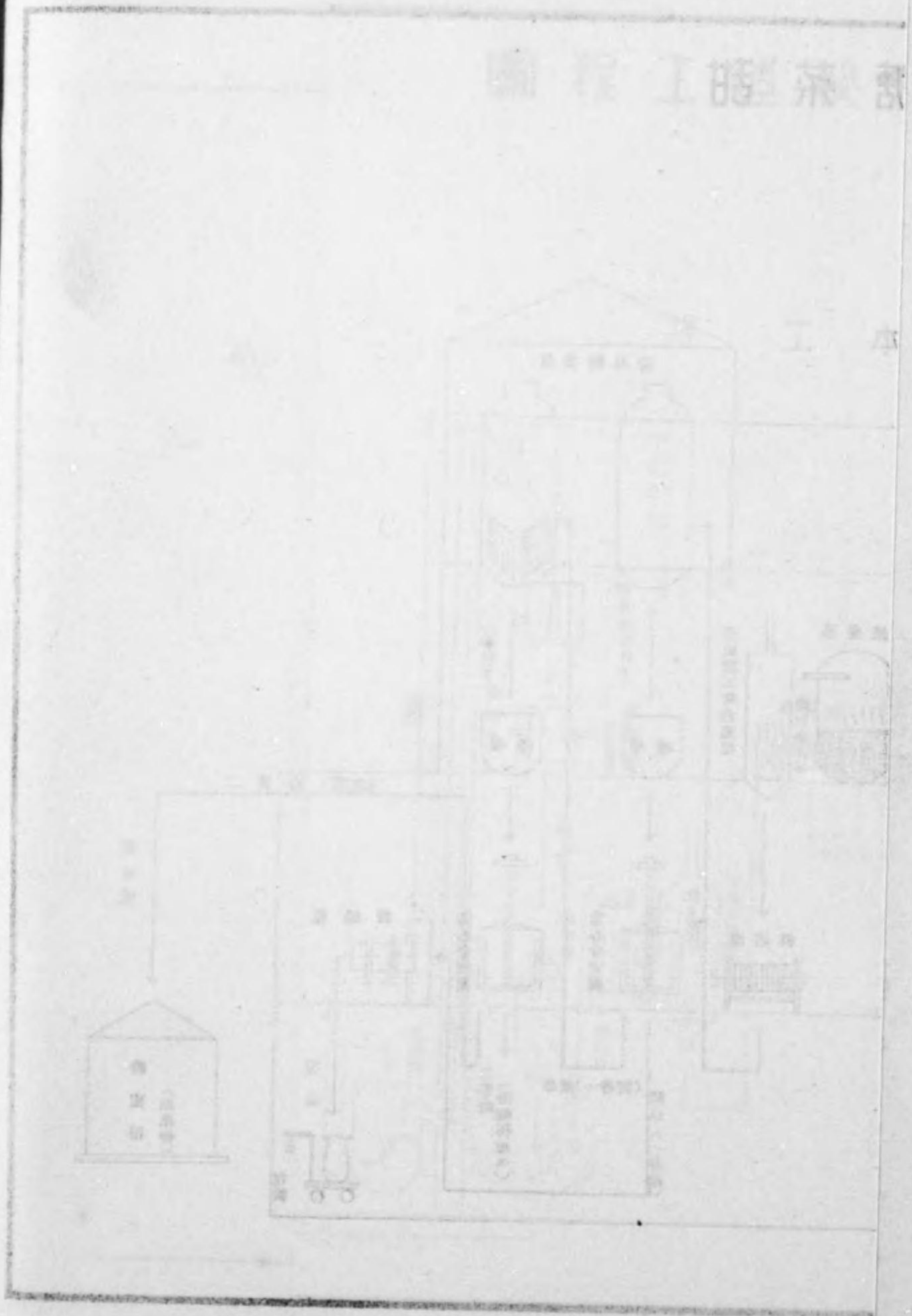
パルプ乾燥工場



本工場



製糖工場工程圖



昭和十一年九月二十日印刷
昭和十一年九月二十五日發行

事業要覽

非賣品

不許複製

編輯者 帶廣市南二線東十四番地 佐藤龜太郎
 發行者 帶廣市東三條十丁目十一番地 北海道製糖株式會社
 印刷所 札幌市北大通四九丁目三番地 岩橋印刷所

終